

第4次印西市地域福祉計画

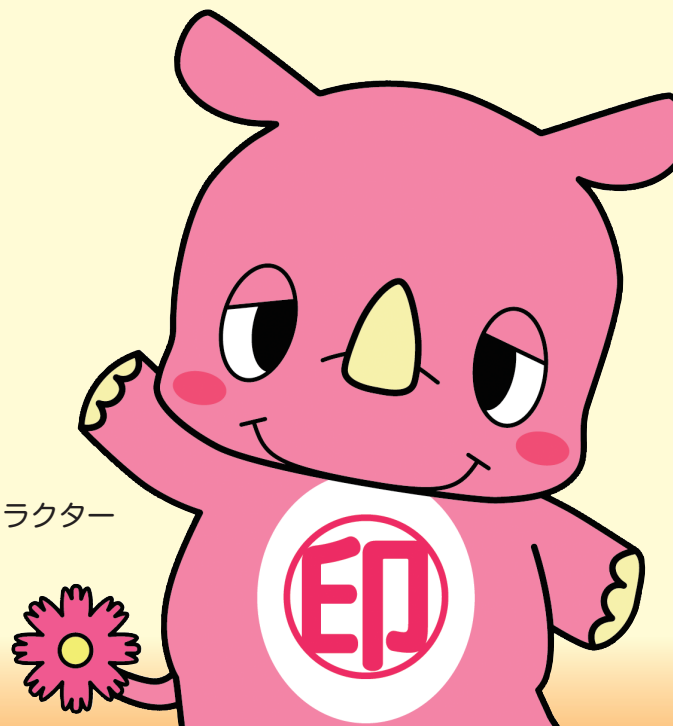
令和3年度～令和7年度

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい



令和3年3月
印西市

印西市マスコットキャラクター
「いんザイ君」



— は じ め に —

近年、少子高齢化や核家族化が一段と加速する中、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化等により地域での住民同士のつながりや支え合いが希薄化しております。

また、社会構造の変化に伴い、社会とのつながりを失った人の孤立や生活困窮者の増加、弱者に対する虐待等の社会問題が顕在化しております。



このような中、国では制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手側」「受け手側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくという「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを始めています。

一方、印西市では、平成 29 年 3 月に「第 3 次印西市地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者までのすべての市民が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、これまで各種事業の推進を図ってまいりました。

この度、第 3 次印西市地域福祉計画の計画期間が満了することに伴い、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、「印西市総合計画」を上位計画とし、高齢、障がい、子育てといった各分野を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら、地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和 3 年度からの 5 年間の計画期間とする「第 4 次印西市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では「つながりあい 支え合い 生き生きと暮らせるまち いんざい」を基本理念に定め、地域共生社会の実現に向け、市として、市民の皆様や関係機関と手を携えながら地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、印西市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様並びに関係団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

印西市長 板倉 正直

目次

第1編 第4次印西市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって	2
1 地域福祉とは	2
2 計画策定の背景等	3
3 計画策定の位置づけ	7
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係について	8
5 計画の期間	10
第2章 計画の推進体制	11
1 協働による計画の推進	11
2 計画の進行管理	12
3 地域福祉を推進する計画策定の視点	13
4 コロナ禍における地域福祉の推進	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策体系	17
4 第4次計画における新しい施策の主なポイント	18
第4章 施策の展開	19
【「施策の展開」 ページの見方】	19
基本目標1 市民による地域福祉の推進	20
(1) 市民の福祉意識の向上と市民交流への支援	20
(2) 地域福祉推進のための人材の確保・育成	23
基本目標2 支援が必要な人への体制づくり	25
(1) 地域福祉支援ネットワークの構築	25
(2) 相談体制・情報提供体制の充実	27
(3) 市民ニーズに応える福祉サービスの充実	29
基本目標3 安全・安心が実感できる環境づくり	32
(1) 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築	32
(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり	35
(3) 市民一人ひとりの人権が尊重・擁護され安心して暮らせる環境づくり	38

第2編 印西市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって	42
1 計画策定の背景	42
2 計画の趣旨・位置づけ	42
3 計画の期間	43

第2章 計画の考え方と施策の展開.....	44
1 現状と課題.....	44
2 市が目指す権利擁護支援.....	45
3 基本理念.....	46
4 基本目標.....	46
5 施策の展開.....	47
6 計画の推進体制.....	48

資料編

1 印西市の地域福祉を取り巻く状況.....	50
2 計画の策定経過.....	79
3 印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	80
4 印西市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	82
5 印西市地域福祉計画策定庁内検討会設置要領.....	83
6 用語解説.....	84

第 1 編 第 4 次印西市地域福祉計画

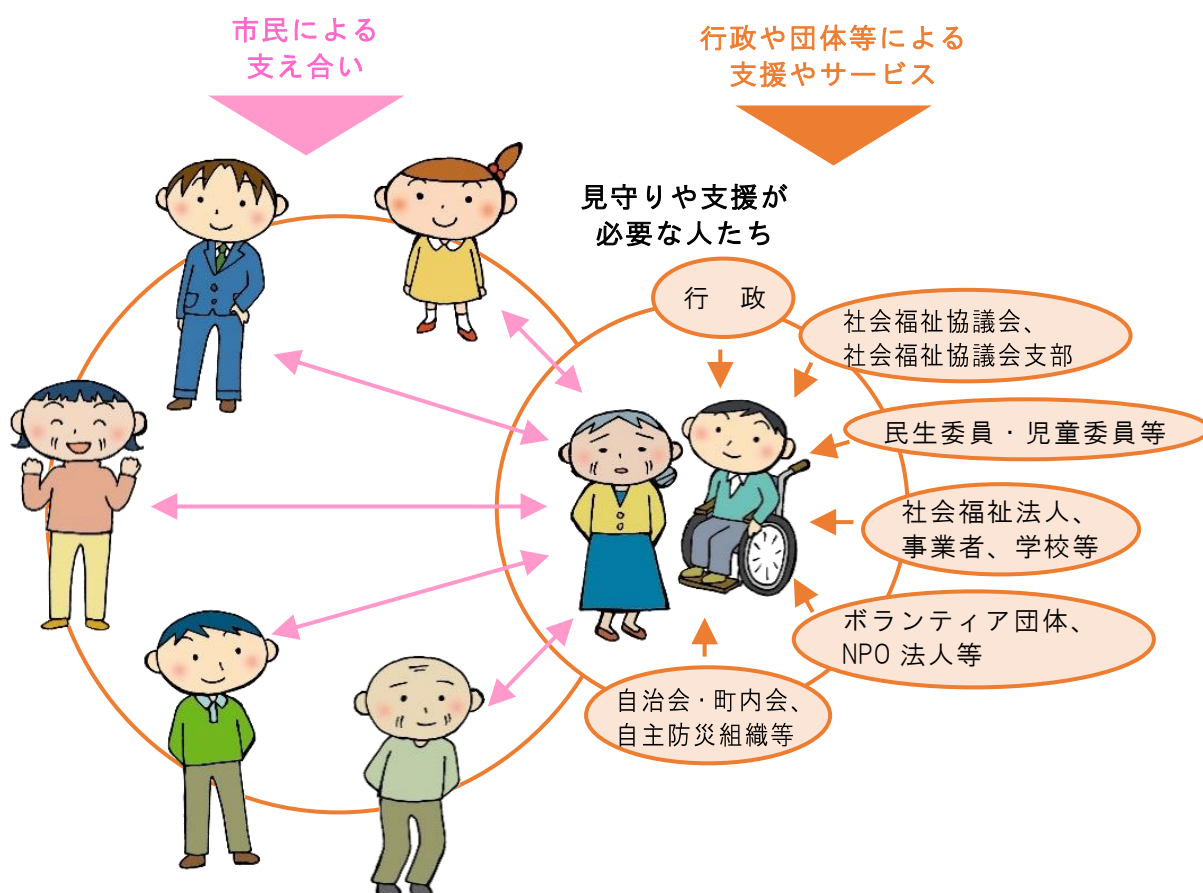
1 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、住民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民、福祉関係機関・団体、行政等が、助け合い・支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

■地域福祉の取り組みイメージ

地域全体がお互いに協力し、
誰もが住み慣れた地域で安心して、
自分らしく暮らし続けられることを目指します。



2 計画策定の背景等

(1) 計画策定の背景と趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の核家族化、ＩＴ化、ライフスタイルの多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、ひきこもり、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）等が、大きな社会問題となっています。

このような社会情勢の変化に対応し、国の動きとしては、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が位置づけられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を目途に、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが求められる中、平成 27 年には、多機関・多分野の協働による包括的な相談支援体制と、高齢・障がい・児童等への福祉サービスを総合的に提供できる体制の構築を目指す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚生労働省より公表されました。

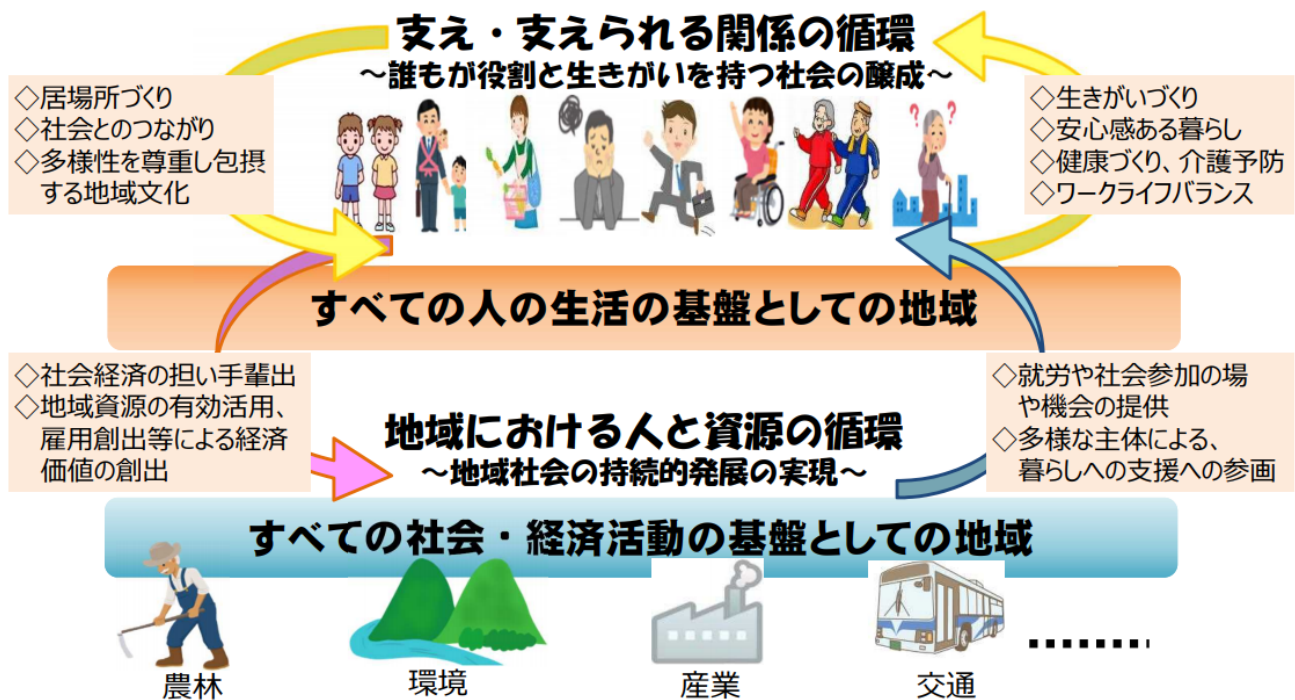
さらに、平成 29 年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、「支え手側」「受け手側」という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、すべての人の暮らしと生きがいを地域と共に創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成 30 年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

このような状況の中、本市においても、平成 18 年度に「第 1 次印西市地域福祉計画」を策定して以降、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるよう、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。

この度、令和 2 年度で「第 3 次印西市地域福祉計画」の計画期間が終了しますが、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年を計画期間とした「第 4 次印西市地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、市民がその人に応じた役割をもち、地域の関係団体等とつながりながら、支え合う地域社会のことです。これにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。



※厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より

(3) 国の主な動き

	国の動き
平成 12 年	・社会福祉法の改正（利用者の立場に立った社会福祉制度の構築ほか） ・介護保険法の施行
平成 18 年	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 24 年	・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本 21（第 2 次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）
平成 26 年	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）
平成 27 年	・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法） ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29 年	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進） ・地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表（社会福祉法 市町村における包括的な支援体制の構築ほか） ・厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか）
平成 30 年	・改正社会福祉法の施行（市町村による市民と行政等との連携による包括的な支援体制づくりほか） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く）の施行 ・改正バリアフリー法の施行
令和元年	・地域共生社会推進検討会の設置及び最終とりまとめ
令和 3 年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（市町村の包括的な支援体制の構築の支援ほか）

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについて

平成 29 年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」においては、計画の中に取り入れなければならない事項として、次の5項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（４）県の主な動き

千葉県においては、平成 27 年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するとともに、令和元年には、第三次計画の見直しを行っています。

主な取り組みの方向性としては、「1. 互いに支え合う地域コミュニティの再生」、「2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成」、「3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化」、「4. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化」の4つのポイントを定め、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

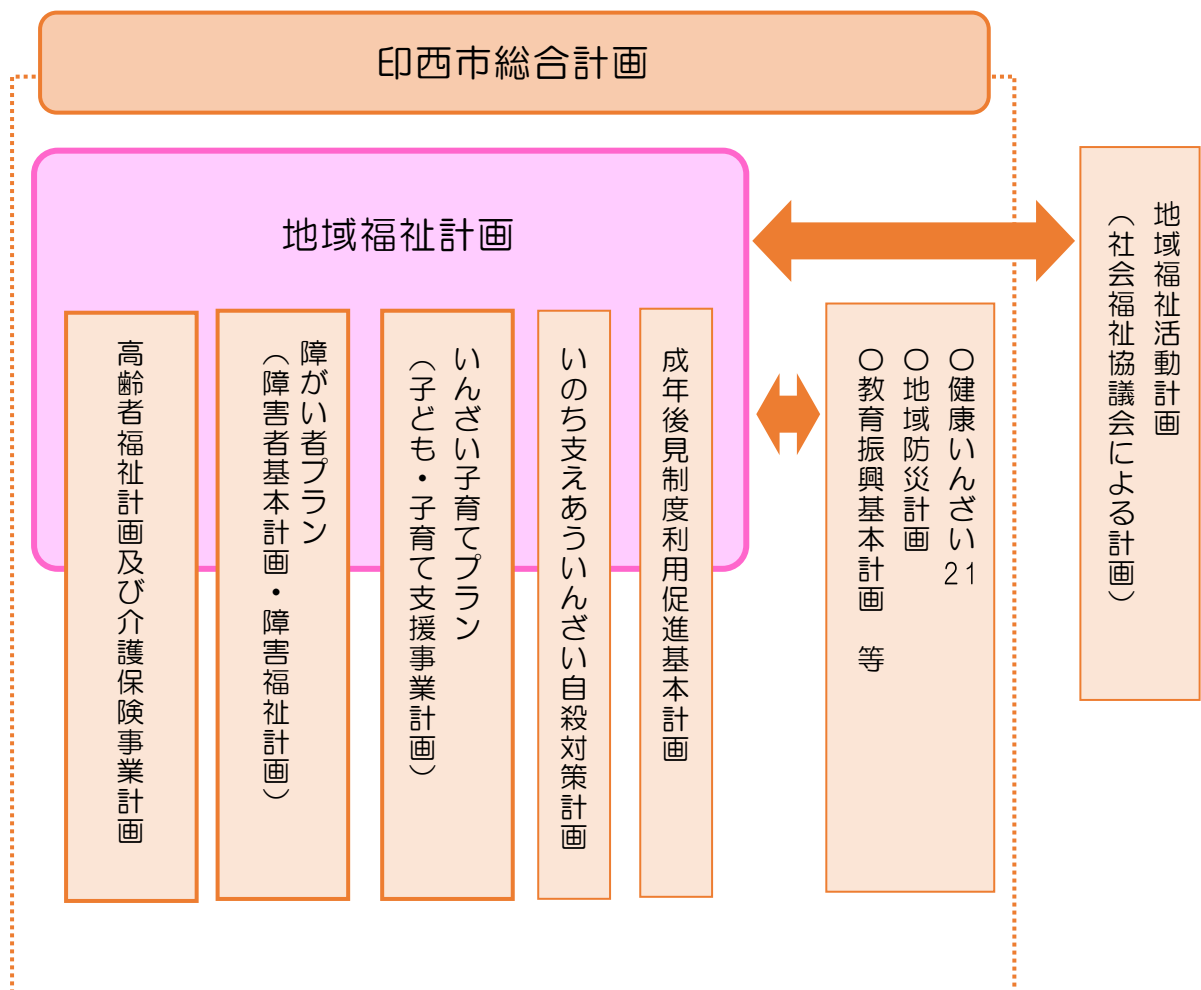
また、市町村の役割として、地域住民等が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが示されています。



3 計画策定の位置づけ

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。本計画は、平成30年に施行された社会福祉法の改正において、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

また、市政運営の基本方針である「印西市総合計画」に則した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障がいのある人・児童等の個別計画との整合・連携を図っていくものとします。

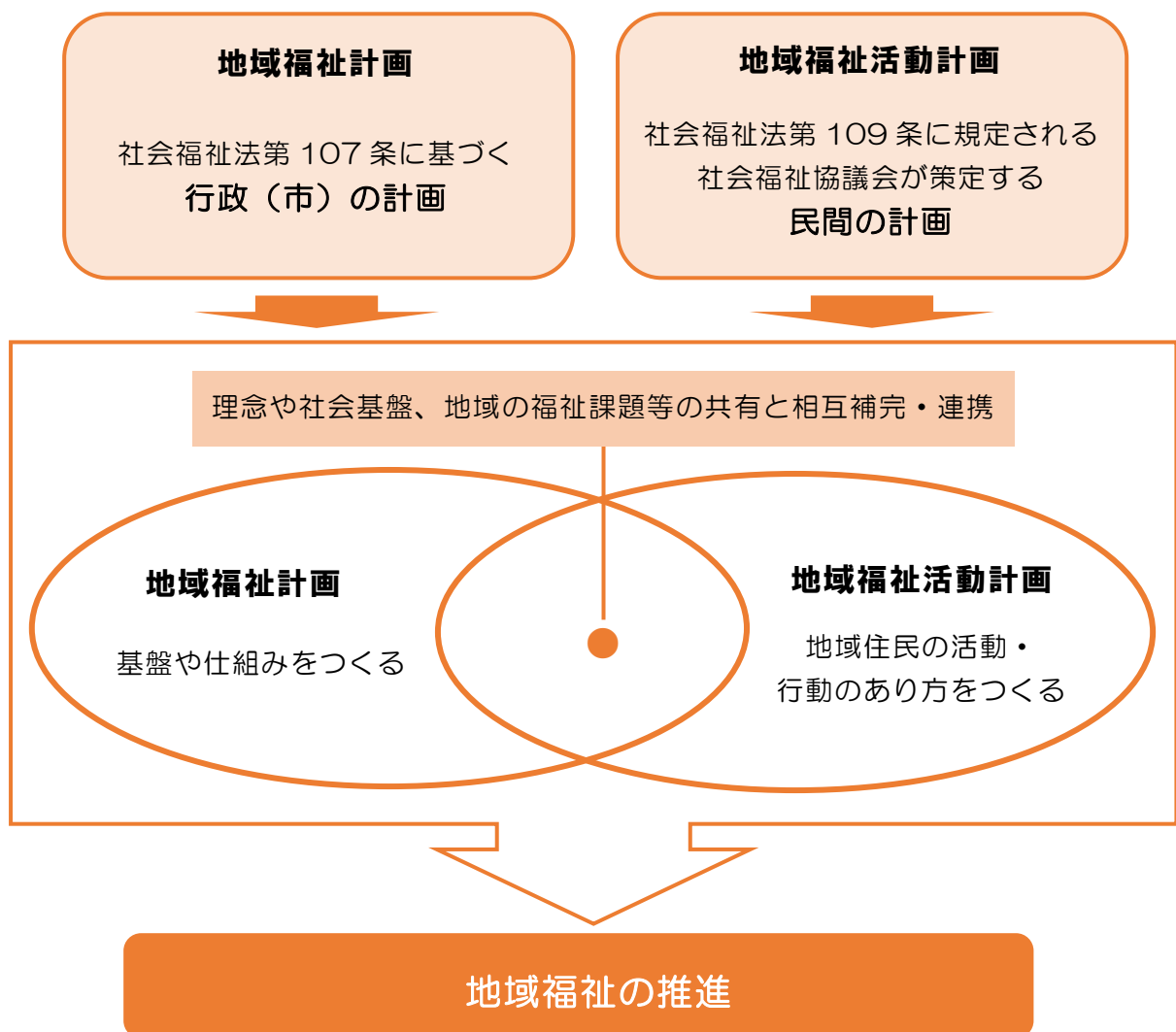


4 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている社会福祉協議会が策定する民間の行動計画で、地域住民や民間活動団体との協働のもと、どのように地域福祉を推進していくかをまとめたものです。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方をつくる「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪として、お互いに補完し、相互に連携することが求められます。



第 107 条（市町村地域福祉計画）

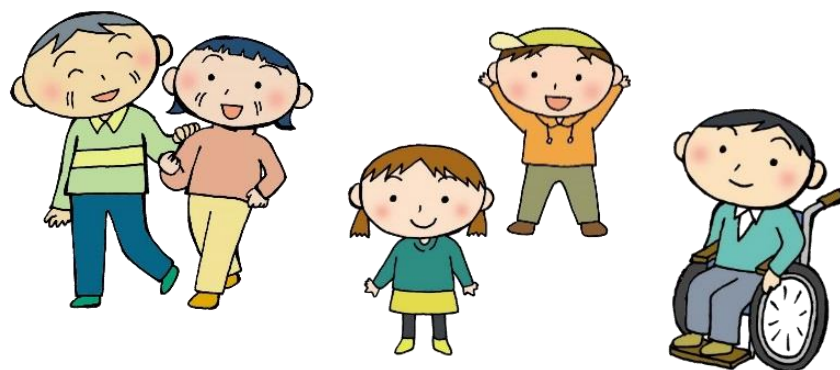
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とします。

なお、計画内容については、社会状況の変化や国・県における地域福祉政策の動向に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画 基本構想	令和3年度～令和12年度				
基本計画	令和3年度～令和7年度				
地域福祉計画	第4次／令和3年度～令和7年度				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第4次／令和3年度～令和7年度				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期／令和3年度～令和5年度			第9期 令和6年度～令和8年度	
障がい者プラン	第4次・第6期／令和3年度～令和5年度			第5次・第7期 令和6年度～令和8年度	
いんざい子育てプラン	第2期／令和2年度～令和6年度				第3期 令和7年度～ 令和11年度
いのち支えあういんざい 自殺対策計画	令和3年度～令和7年度				
成年後見制度利用 促進基本計画	令和3年度～令和7年度				

第2章

計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、地域、市民団体、事業者、市民等が連携し、自助・互助・共助・公助のそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として、計画の推進を図ります。

主 体	役 割
市民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動やボランティア活動に積極的かつ主体的に参加していきます。
社会福祉協議会及びその他の社会福祉法人	地域福祉活動を推進する担い手として、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。 特に社会福祉協議会においては、「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進の中心的な存在として、主体的に地域福祉活動に取り組みます。
民生委員・児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、市民団体、事業者等	地域での地域福祉を推進する各団体等が、それぞれの役割・立場を踏まえ、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。
市	庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、社会福祉協議会、関係団体、事業者、市民等との連携を図りながら、総合的に地域福祉施策を推進していきます。特に、社会福祉協議会との連携・協力を密にして、地域福祉の充実に取り組んでいきます。

【自助・互助・共助・公助とは】

○自助とは、自分や家族でできることは、自分で行うことです。

○互助とは、隣近所で助け合うことです。

○共助とは、地域の関係団体や事業者等が協力し合うことです。

○公助とは、個人や地域で解決できない課題に対して、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題解決を図ることです。



地域福祉を推進するためには、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

2 計画の進行管理

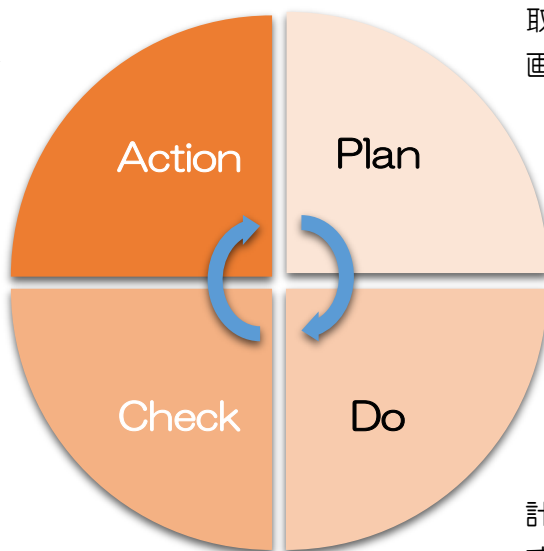
本計画を推進していくために、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市地域福祉計画推進委員会」にて毎年度点検・評価を行っていきます。

本計画の進行管理においては、「PDCAサイクル（計画策定[Plan]—実施[Do]—点検・評価[Check]—改善[Action]）」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

また、計画と実施状況にかい離が生じた場合等は、必要に応じ見直しを行っていきます。

【PDCA サイクルのイメージ】

検証・評価結果に基づき
事業計画の見直し等を行う



取り組んでいく事業の計画を策定する

事業の進捗度や効果を
検証・評価する

計画に基づき事業を実施する



【印西市地域福祉計画策定委員会の様子】

3 地域福祉を推進する計画策定の視点

平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGs（^{エスディジーズ}Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本計画においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標を挙げ、本市の地域福祉施策が取り組むゴールとします。

1. 貧困をなくそう 	3. すべての人に健康と福祉を 
5. ジェンダー平等を実現しよう 	10. 人や国の不平等をなくそう 
11. 住み続けられるまちづくりを 	16. 平和と公正をすべての人に 
17. パートナーシップで目標を達成しよう 	

4 コロナ禍における地域福祉の推進

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも急速な蔓延により生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるものとして緊急事態宣言が発出されるという未だかつてない事態となりました。従来の生活では考慮しなかった場においても感染症対策を講じる必要が生じていることから、様々な地域福祉活動においてもソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いや三つの密（密集・密接・密閉）を避ける等の対策を取り入れた「新しい生活様式」に沿った活動方法を創意工夫し、これまで培ってきたつながりを切らず継続的な活動を行うことにより、地域福祉の普及・啓発・推進に努めていきます。

■従来の地域福祉活動は・・・

○人と人が集う交流活動 ○訪問による見守り活動 等

人との対面を中心とした方法で、活動を実施



■新型コロナウイルス感染症が流行している状況下では・・・

人との接触機会の削減等の要請により、従来の活動が困難



新しい生活様式に沿った活動方法を創意工夫し、
これまでの活動を継続的に進める

○交流の場におけるソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、換気等お互いの安全を守る意識・行動の定着

○少人数・短時間でできる活動

○オンラインによる講座や会議等の開催

○電話やインターネット等を用いた見守り活動 等



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、地域福祉計画の基本理念を「声をかけあい つながりあい 思いやり 支え合う 印西市」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり支え手であるという「地域での支え合い意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進してきました。

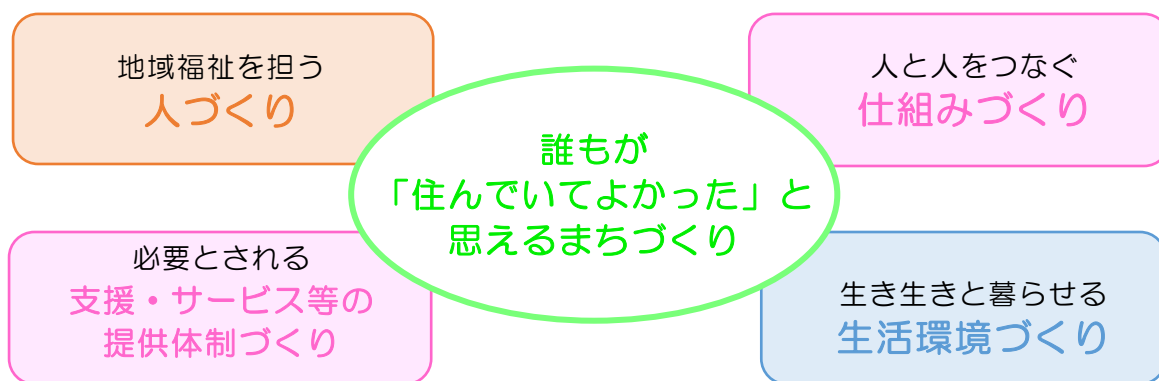
第4次計画では、第3次計画の取り組みをさらに充実・発展させ、「地域での助け合い・支え合い意識」を育て、包括的なネットワーク形成・相談体制強化を図りつつ、社会問題化した様々な課題への対応力も高めることで、「地域共生社会」の形成を推進し、誰もが明るく生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

【基本理念】

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい

【施策を進める上で、第4次計画が目指す「地域福祉の姿」】

第4次計画では、地域福祉を推進する施策を進める上で重要となる「地域福祉を担う人づくり」をはじめ、「人と人をつなぐ仕組みづくり」、「生き生きと暮らせる生活環境づくり」、「必要とされる支援・サービス等の提供体制づくり」に取り組み、誰もが「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指します。



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 市民による地域福祉の推進

「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。高齢化の進展や人間関係の希薄化等により、「互助」「共助」の重要性がより高まっている中で、確実に地域福祉体制を維持するためには、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成が必要です。

このため、市では、市民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供・講座の実施等を通じて、人材確保・育成を図るとともに、活躍の場の提供等による社会参加への支援を行っていきます。

基本目標2 支援が必要な人への体制づくり

地域に住む人たちが抱える課題は、「介護」「障がい」「子育て」「生活困窮」等多岐に渡り、かつ複雑化・複合化してきています。高齢化等により、支援を必要とする人の増加も懸念される中で、これまでの縦割り型の支援体制では対応に限界があることから、地域における包括的な支援体制の構築が求められています。

このため、市では、「市民」「地域活動団体」「社会福祉法人」「NPO 法人」「民生委員・児童委員」「行政」といった、地域福祉を担う構成員の連携による地域福祉支援ネットワークの構築を進めるとともに、包括的な相談体制の構築や市民に必要とされる高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉等における各種福祉サービスの充実を図ることで、地域福祉力向上に向けた体制づくりを進めていきます。

基本目標3 安全・安心が実感できる環境づくり

近年、大規模な自然災害の発生や新手の特殊詐欺・サイバー犯罪の増加、新型コロナウイルス感染症の流行等、市民の安全を脅かす要因が増加している中、特に、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人に被害が集中する傾向が見受けられます。

このため、市では、いざという時、支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるよう、地域人材を活用した防災・防犯体制を構築・推進していくとともに、普段の生活に対しても、バリアフリー化の推進等を行い、誰もが暮らしやすい生活環境の構築に努めていきます。

また、認知症や障がいのある人が地域において安心して暮らしていけるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する取り組みを推進していくとともに、市民の生活面に重大な影響を及ぼすことになりうる「生活困窮」「虐待」「自殺」「ひきこもり」「8050 問題」「ダブルケア」等の地域福祉が抱える様々な問題への対策や近年増加を続ける外国人が安心して生活できる環境づくりについても取り組んでいきます。

3 施策体系

3つの基本目標に関連する基本施策は次のとおりとします。また、重点施策を設定し、取り組みの強化を図ります。

【基本理念】

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい



基本目標・基本施策		市の主な取り組み（★は重点施策）
【基本目標1】市民による地域福祉の推進		
(1)	市民の福祉意識の向上と 市民交流への支援	①地域福祉への意識啓発の推進（★） ②市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進
(2)	地域福祉推進のための 人材の確保・育成	①地域福祉の核となる人材の育成（★） ②民生委員・児童委員の充実 ③市民活動への支援やコーディネート
【基本目標2】支援が必要な人への体制づくり		
(1)	地域福祉支援ネットワークの構築	①地域包括支援体制の確立（★） ②社会福祉協議会等の関係団体との連携強化 ③地域での見守り・孤立化防止対策の推進
(2)	相談体制・情報提供体制の充実	①福祉総合相談窓口の設置（★） ②福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実 ③専門知識をもつ人材の確保
(3)	市民ニーズに応える 福祉サービスの充実	①高齢者福祉サービスの充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③児童福祉サービスの充実 ④福祉サービスの質の向上
【基本目標3】安全・安心が実感できる環境づくり		
(1)	地域ぐるみでの 防災・防犯体制の構築	①避難行動要支援者対策の推進（★） ②自主防災活動等の推進 ③福祉避難所の充実 ④地域における防犯体制の強化
(2)	誰もが暮らしやすい 生活環境づくり	①外出しやすい環境づくりの充実（★） ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ③多文化共生への対応
(3)	市民一人ひとりの人権が尊重・擁 護され安心して暮らせる環境づく り	①成年後見制度の利用促進（★） ②生活困窮者等の自立支援の推進（★） ③虐待防止対策の推進 ④自殺対策の推進 ⑤人権尊重・擁護の推進

4 第4次計画における新しい施策の主なポイント

【ポイント1】 地域課題の解決に向けた体制づくり

住民主体での地域福祉支援ネットワーク構築による地域課題を解決する仕組みづくり等を進めます。

■ 26 ページ参照

【ポイント2】 関係団体等との連携強化

これまでの制度では対応が困難であった複合的な課題や地域課題の解決に向け、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の分野横断的な連携を進めるとともに、地域福祉を推進する関係団体等との連携強化に取り組みます。

■ 26 ページ、28 ページ等参照

【ポイント3】 福祉総合相談窓口の設置

包括的で総合的な相談支援が行える体制づくりに取り組みます。

■ 28 ページ参照

【ポイント4】 避難行動要支援者対策の推進

「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難支援等関係者を中心とした避難行動要支援者への支援体制づくりを進めます。

■ 33 ページ参照

【ポイント5】 外出しやすい環境づくりの充実

「地域公共交通計画」に基づき、公共交通ネットワークの再構築を図るとともに、「買物弱者」に対する支援の検討や、障がいや高齢のために移動が困難な人に対する送迎サービスの実施を進めます。

■ 36 ページ参照

【ポイント6】 成年後見制度の利用促進に向けた体制等の整備

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた相談窓口の充実や体制づくり等に取り組みます。

■ 39 ページ、42～48 ページ参照

基本目標 1 市民による地域福祉の推進

(1) 市民の福祉意識の向上と市民交流への支援

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉への意識を高め、地域福祉への市民の主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要とされています。
- 調査結果をみると、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり」が市民・団体共に上位となっています。また、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が上位となっていることから、若い世代や新住民を含めた支え合い、助け合いの啓発の強化が重要と考えられます。さらに、社会福祉協議会、社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員についての認知状況をみると、「名前も活動内容も知っている」がいずれも2割未満となっており、市民への周知が十分でない状況がうかがえることから、地域福祉に係る団体等の認知度向上が求められます。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、市民同士がふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくことが必要です。調査結果をみると、身近な地域で気になること・問題と感ずることについて、「近所づきあいが希薄」と「新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない」が多いことから、新旧住民や世代間を含めた市民同士の交流促進が重要と考えられます。

目指す姿



市民

地域福祉への理解を深め、身近な地域等での市民同士のふれあいづくりを進めます。

地域

地域福祉に関する情報発信や学びの場、交流の場の提供を進めます。

行政

啓発活動や福祉教育活動の推進とともに、市民同士のふれあいづくりを進めます。

市民の地域福祉への理解が深まり、支え合い、助け合える関係を築きます。



① 地域福祉への意識啓発の推進 【重点施策】

○市民の福祉意識の向上を図り、人材の確保につなげられるよう、市の広報やホームページ等をはじめ、社会福祉協議会や市民活動支援センター等を含む多様な媒体と連携し、地域福祉に関する情報発信に取り組みます。

[担当課等]

・市民活動推進課 ・障がい福祉課 ・社会福祉協議会

○市の地域福祉推進の基本理念を示す「地域福祉計画」をはじめ、地域福祉を推進することを目的とする団体である「社会福祉協議会（社会福祉協議会支部含む）」、身近な地域で福祉に関する相談・支援を担っている「民生委員・児童委員」の認知度向上に取り組みます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・子育て支援課 ・社会福祉協議会

○市民の福祉意識を醸成し、地域福祉への理解を深めるため、学校等での福祉教育をはじめ、福祉への理解を深める出前講座、障がいのある人や高齢者等の理解を深める講演会や体験学習等の実施に取り組みます。

[担当課等]

・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・指導課 ・生涯学習課 ・社会福祉協議会



② 市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進

○市民団体等の活動の拠点となる市民活動支援センターや地域福祉センター等の活用を促進するとともに、団体間の交流機会を創出する等地域内の交流支援に取り組めます。

[担当課等]

・市民活動推進課 ・社会福祉課 ・関係各課

○属性や世代を超えて、地域でのふれあいが進むよう、社会福祉協議会支部が行っているふれあいサロンや安全パトロール、学校との交流事業等の交流の場づくりの推進に取り組めます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・指導課 ・関係各課 ・社会福祉協議会

○市民同士の交流促進に向け、地域での世代間交流をはじめ、公民館・中央駅前地域交流館まつりやいんざい産業まつり等の各種イベントの実施、総合型地域スポーツクラブを通じた地域交流、外国人との交流体験等に取り組めます。

[担当課等]

・企画政策課 ・農政課 ・保育課 ・スポーツ振興課 ・生涯学習課
・関係各課 ・社会福祉協議会

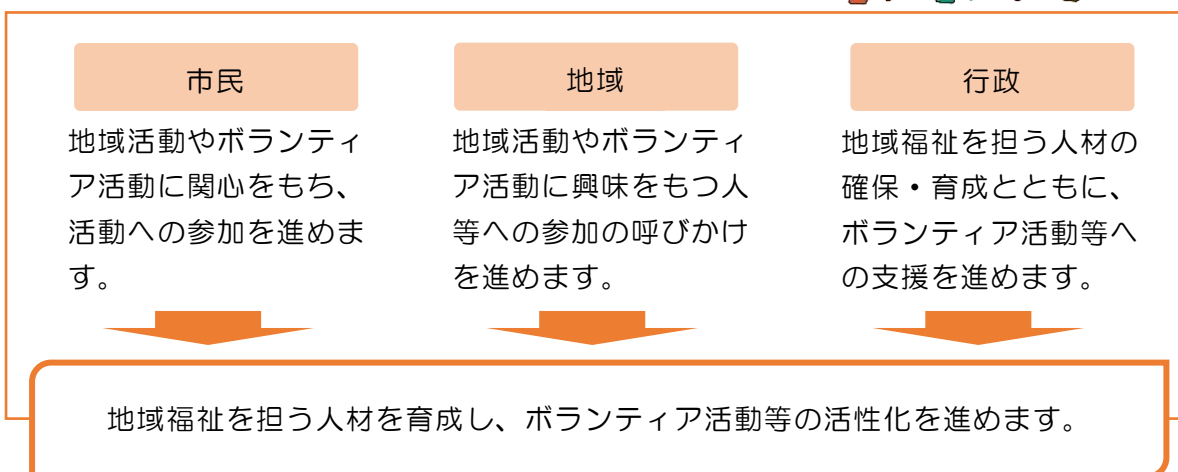


(2) 地域福祉推進のための人材の確保・育成

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進する人材の育成とともに、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援が重要とされていることから、社会福祉協議会と連携し、各種講座の実施による地域福祉を担う人材の確保・育成やボランティア活動等への支援に取り組むとともに、確保・育成した人材を必要とする場へつなぐことができるよう市民活動やボランティア等へのコーディネートが求められます。また、地域福祉の中心的存在である民生委員・児童委員の充実を図る必要があります。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」が市民、団体共に上位となっています。また、団体の活動をする上での苦労や課題についても、活動の担い手の高齢化や次世代の担い手不足の声があることから、福祉の担い手育成に向けた取り組みが重要と考えられます。

目指す姿



【地域懇談会の様子】

主な取り組み



① 地域福祉の核となる人材の育成 【重点施策】

○地域福祉を推進するボランティアや地域の福祉人材の育成講座を開催し、市民主体の地域福祉推進に向けた人材育成を進めます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 生涯学習課
- ・ 社会福祉協議会

② 民生委員・児童委員の充実

○地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員の充実に向け、委員候補者の発掘に取り組みます。また、民生委員・児童委員を各地区に適正に配置するとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 子育て支援課

③ 市民活動への支援やコーディネート

○市民による福祉ボランティア活動の推進に向け、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア団体に関する情報提供をはじめ、ボランティアに関する相談、参加促進等の支援に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉協議会

○市民活動に関する情報提供や活動場所の提供に加え、相談支援や講座等の実施により、地域における市民活動の活性化を支援します。また、地域福祉の推進の観点から、地域課題の情報共有に努めます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課
- ・ 社会福祉課
- ・ 社会福祉協議会

○住民主体で健康づくり・地域づくりを行う「いんざい健康ちょきん運動」の活動に対する支援に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課

基本目標 2 支援が必要な人への体制づくり

(1) 地域福祉支援ネットワークの構築

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度で対象とならなかった人への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「高齢者の見守りや高齢者世帯への支援」をはじめ、「子どもの見守りや子育て世帯への支援」、「障がいのある人に対する理解や支援」が挙げられていることから、高齢者をはじめ、子ども、障がいのある人等の支援を必要とする人を把握し、支援につなげる体制の整備が重要と考えられます。
- 包括的な体制の整備を行う上では、庁内各課や関係団体との分野横断的な連携強化をはじめ、支援を必要としている人の情報把握や、支援へのつなげ方等の検討が求められます。

目指す姿



市民

支援が必要な人に気づいた場合に、市や関係団体に連絡することを目指します。

地域

関係団体との連携を強め、支援が必要な人や地域の福祉課題の把握を進めます。

行政

地域における包括的な支援に向け、体制整備等を進めます。

地域の資源が分野横断的につながり、支援体制が充実した地域づくりを進めます。

主な取り組み



① 地域包括支援体制の確立 【重点施策】

○地域の関係団体等による分野横断的な支援体制について検討を進め、地域内において課題解決を図ることのできる地域福祉支援ネットワークの構築に取り組みます。また、ネットワーク構築と併せて、日常生活や支援体制とリンクした圏域のあり方について検討を行います。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 関係各課 ・ 社会福祉協議会

② 社会福祉協議会等の関係団体との連携強化

○住民が主体的に地域の福祉課題を把握し、解決を試みることができる環境整備を推進するため、社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、活動の支援に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 社会福祉協議会

○既存の制度では対応が困難な地域の福祉課題の解決に向け、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取り組み」をより一層推進するため、全国各地で展開されている活動の情報提供や活動支援を行います。

[担当課等]

・ 社会福祉課

③ 地域での見守り・孤立化防止対策の推進

○地域における高齢者等の孤立化防止や地域の福祉課題の早期発見等に向け、民生委員・児童委員や自治会・町内会を中心とした地域での見守り活動や地域住民による安全パトロール活動を充実させるとともに、事業所との連携により地域見守り力の強化を図ります。

[担当課等]

・ 市民活動推進課 ・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課
・ 社会福祉協議会

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要とされています。
- 調査結果をみると、本市の福祉サービスで重要なことについて、「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が上位に挙げられているとともに、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が上位となっていることから、誰でも気軽に相談することのできる包括的な相談支援体制の構築とともに、わかりやすく、安心して福祉サービス等が利用できる情報提供の充実が必要となっております。また、本市の福祉サービスで重要なことについて、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が最上位となっていることから、福祉関連サービスの情報提供の充実に向け、関係機関と連携した周知方法の検討等が課題となっております。

目指す姿



市民

支援やサービスが必要な場合に、一人で悩まず相談できることを広めます。

地域

地域住民に対し、相談先や福祉サービスに関する情報提供を進めます。

行政

相談しやすい体制の整備と福祉サービスに関する情報提供の充実を進めます。

相談しやすく、必要な情報やサービスが受けられる地域づくりを進めます。



主な取り組み



① 福祉総合相談窓口の設置 【重点施策】

○地域における課題が複雑化する中、誰でも気軽に悩みを相談できる環境をつくるとともに、これまでの制度で支援が届きにくい人に対して適切に支援を受けられるよう、包括的な福祉総合相談窓口の設置に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 関係各課

② 福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実

○高齢者や障がいのある人、子育て家庭等が抱える、様々な福祉に関する困りごとを気軽に相談できるよう、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・子育て世代包括支援センター等の各種相談窓口の役割や機能に関する周知及び利用促進に取り組むとともに、分野横断する課題についても、各窓口の連携によって、支援につながる情報提供や相談体制づくりに取り組みます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課
- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 健康増進課
- ・ 指導課

○市民によって、希望する情報の内容や情報を得る手段が異なることに対応できるよう、広報紙やホームページ、各種パンフレット等多様な媒体の活用を行い、福祉に関する情報をわかりやすく適切な手段で入手できるよう、情報発信の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 秘書広報課
- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 保育課
- ・ 健康増進課
- ・ 社会福祉協議会

③ 専門知識をもつ人材の確保

○様々な相談に迅速かつ横断的に対応できる相談体制を確保するため、各種研修の実施や参加促進を通じて相談員等のレベルアップを図ります。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課

(3) 市民ニーズに応える福祉サービスの充実

現状と課題

- 国においては、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用することができるための仕組みの確立とともに、サービス評価の開示やサービス内容の周知等による利用者の適切なサービス選択の確保が重要とされていることから、サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化やサービス利用者の状況把握等が求められています。
- 調査結果をみると、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり」が市民・団体共に上位であるとともに、印西市の福祉サービスで重要なことについても、「一人ひとりの状況や希望に対応したきめ細かい福祉サービスの充実」が上位となっていることから、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実とともに、質の向上が必要となっています。

目指す姿



市民

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることの理解を深めます。

地域

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることを地域住民に広めます。

行政

市民ニーズに対応した福祉サービスの充実と質の向上を進めます。

支援を必要とする人が、安心して利用できる福祉サービスの充実を進めます。



主な取り組み



① 高齢者福祉サービスの充実

○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスや介護保険サービス等の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課

② 障がい福祉サービスの充実

○「障がい者プラン（障害者基本計画・障害福祉計画）」に基づき、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、障がいのある人の福祉サービス基盤や自立支援等の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 障がい福祉課

③ 児童福祉サービスの充実

○「いんざい子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、地域子育て支援拠点をはじめ、学童クラブ、乳児家庭全戸訪問等地域における子育て支援の充実とともに、経済的な理由や家庭環境等によって困難を抱える子ども等への支援の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 子育て支援課
- ・ 保育課
- ・ 健康増進課



④ 福祉サービスの質の向上

○市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉法人等を対象とした指導監査の実施とともに、財務諸表等に関する情報公開の強化や、サービス事業者に対し公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業の活用を推進に取り組みます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・保育課

○福祉サービス事業者等と連携し、サービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障がいのある人、子育て家庭のニーズに対応した適正でより良いサービスの提供に取り組みます。

[担当課等]

・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・子育て支援課 ・保育課

コラム

『生活支援コーディネーター』が 支え合う地域づくり をお手伝いします

市では、誰もが住み慣れた場所で、安心して暮らしていける地域づくりを進めるため、「生活支援コーディネーター」を配置しています。

「生活支援コーディネーター」は、地域住民や地域組織、ボランティア等と連携しながら、住民同士の支え合い活動の体制づくりを皆さんと一緒に考えていきます。

町内会・自治会や地域の活動の場に出向きますので、「不安に思っていること」「困っていること」「やってみたいこと」等、いろいろな意見をお聞かせください。



基本目標 3 安全・安心が実感できる環境づくり

(1) 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築

現状と課題

- 国においては、災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が求められるとともに、地域共生社会の実現に向けては、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策が重要とされていることから、避難行動要支援者の個別支援計画の作成とともに、見守りの方策等に関し、避難支援等関係者及び関係部署との協議等が必要となります。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「災害等非常時の協力体制が不安」が、市民、団体共に上位に挙げられています。また、福祉の取り組みに関する重要度についても、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域における防犯が充実したまちづくり」と「地域における防災活動が充実したまちづくり」が、市民・団体共に上位に挙がっていることから、安心して暮らせるまちづくりに向け、災害時に対応できる体制づくり等による防災への取り組みや、防犯対策の推進が必要です。

目指す姿



市民

災害や犯罪に対する意識を高めます。

地域

災害や犯罪に対する意識啓発や防災訓練への参加促進等を進めます。

行政

関係団体等と連携し、災害や犯罪に備えた体制づくりを進めます。

災害の被害や犯罪の起きない地域づくりを進めます。



① 避難行動要支援者対策の推進 【重点施策】

○災害時における人的被害を最小限とするため、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や地域の避難支援等関係者による支援体制づくりを進めます。

[担当課等]

- ・防災課 ・企画政策課 ・市民活動推進課 ・社会福祉課 ・高齢者福祉課
- ・障がい福祉課 ・子育て支援課 ・健康増進課

② 自主防災活動等の推進

○災害発生時における地域での避難支援体制を確立するため、自主防災組織の設置への支援を行うとともに、自主防災組織運営の知識の啓発・普及活動や各組織代表を対象とした研修会の開催、指定避難所単位での自主防災組織の相互連携、自主防災組織の活動に対する支援等に取り組みます。

[担当課等]

- ・防災課

○各家庭の防災対応力の充実に向け、総合防災ブックやハザードマップの配布をはじめ、広報やホームページ、出前講座等による情報提供・意識啓発に取り組みます。

[担当課等]

- ・防災課

○外国人に対応した多言語版総合防災ブックの配布とともに、多言語版避難場所案内板の設置に取り組みます。

[担当課等]

- ・防災課

③ 福祉避難所の充実

○災害時において、要介護者や障がいのある人等の支援を必要とする人たちが、福祉避難所において安心して避難生活が送れるよう、必要備品等の確保に取り組むとともに、協定を締結している市内施設との連携を強化します。

[担当課等]

- ・防災課 ・社会福祉課 ・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・子育て支援課

④ 地域における防犯体制の強化

○犯罪による被害の未然防止に向け、市民安全情報の配信とともに、高齢者を中心とした防犯講話の実施に取り組みます。また、警察と連携した情報提供や合同パトロールの実施に取り組みます。

[担当課等]

- ・市民活動推進課

○犯罪の抑止に向け、防犯灯の設置を進めるとともに、自治会・町内会等の行う防犯カメラの設置を支援します。

[担当課等]

- ・市民活動推進課

○犯罪被害者等を支援する社会環境の充実を図るため、犯罪被害者への支援や民間支援団体への支援を進めるとともに、市民の理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・市民活動推進課



(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が地域において安全に、そして安心して生活・外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- 外国人人口の増加と定住化が進む中、「国際化推進方針」を策定し、日本人と外国人が互いの文化を認め合い、共に歩める多文化共生社会づくりを進めています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題」が、市民、団体共に上位となっています。また、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「外出しやすい環境や支援が充実したまちづくり」が上位となっており、移動困難者の移動手段の確保に向けた検討等が必要となります。

目指す姿



市民

高齢者や障がいのある人、多文化共生等についての理解を深めます。

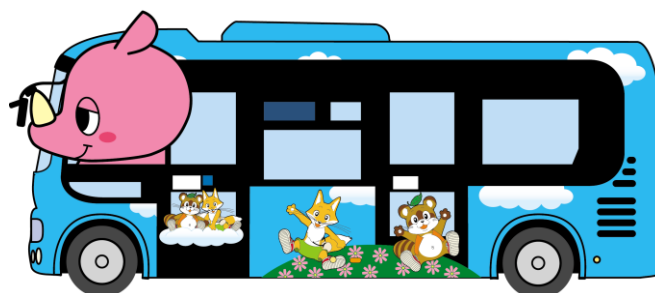
地域

高齢者や障がいのある人、多文化共生等に関する情報発信や交流の場の提供等を進めます。

行政

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに努めます。

誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。





① 外出しやすい環境づくりの充実 【重点施策】

○ふれあいバスや路線バス等の市内公共交通機関について、「地域公共交通計画」に基づき、関係者間の連携強化を図るとともに地域社会の活力の維持・向上のための面的な公共交通ネットワークの再構築を図ります。

[担当課等]

・ 交通政策課

○食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている「買物弱者」に対する支援のあり方について、市域の状況等も踏まえ、検討に取り組みます。

[担当課等]

・ 関係各課

○移動が困難な高齢者や障がいのある人に対し、目的に適應する送迎サービスの実施に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○市民が安心して利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた市道や公園等の整備に努めます。また、開発事業者に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮するよう指導していきます。

[担当課等]

・ 開発指導課 ・ 都市整備課 ・ 土木管理課 ・ 建設課

○大規模改修等に伴う公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

[担当課等]

・ 関係各課

③ 多文化共生への対応

○「国際化推進方針」に基づき、国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や児童・生徒の国際理解教育、保育園における外国人講師との交流等に取り組みます。

[担当課等]

・企画政策課 ・保育課 ・関係各課

○外国人が安心して生活できるよう、子育て、健康等をはじめ、生活に関する課題を解決できる相談支援の充実を図ります。

[担当課等]

・企画政策課 ・市民課 ・子育て支援課 ・健康増進課

コラム

ユニバーサルデザインって何だろう？

ユニバーサルデザインは、“すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つ”ということを発想の起点としています。

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、みんなが気持ち良く使えるように、はじめから都市や生活環境を計画するという考えです。例えば都市空間であれば、多くの人が利用する駅や空港には、階段のほかにエスカレーターやエレベーターが設置されていますし、なるべく多くの人がわかるように多様なガイダンスが使用されています。また、土地勘のない人や言葉のわからない外国人や子どもにもわかるような、イラスト表記の看板もユニバーサルデザインと言えます。日用品であればシャンプー容器のギザギザは顔が濡れて目を閉じた状態でも手探りで確認できます。建物であれば自動ドアや、みんなで使えるように工夫されている多目的トイレが例として挙げられます。

ユニバーサルデザインは障がい者や高齢者を対象としたものだと思われがちですが、特定の人のために設計するのではなく、はじめからすべての人を対象にデザインしていこうという考え方です。

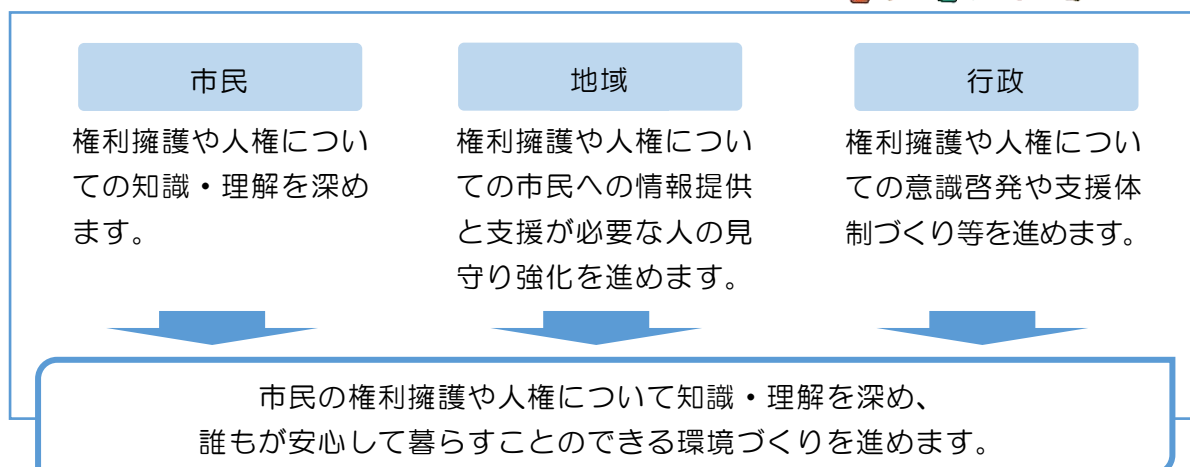


(3) 市民一人ひとりの人権が尊重・擁護され安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

- 国においては、生活困窮者自立支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行される等、生活困窮者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対する横断的な支援体制づくり等が重要とされており、市と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築し、成年後見制度の利用促進を強化していくことが求められています。また、高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待、女性への暴力についての統一的な対応や自殺対策の展開も求められています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「子どもや高齢者等への虐待やひきこもり等を懸念するケースがみられる」が挙がっており、関係機関との連携強化や専門性のある人員の確保等が必要となります。
- すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

目指す姿



主な取り組み



① 成年後見制度の利用促進 【重点施策】

○「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の周知や利用促進とともに、中核機関の設置等の体制づくりに取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 社会福祉協議会

② 生活困窮者等の自立支援の推進 【重点施策】

○生活困窮者等の自立支援に向け、生活困窮者自立相談支援機関（ワーク・ライフサポートセンター）を中心として、生活困窮者等の状況把握と課題を整理する自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計改善支援等に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課

③ 虐待防止対策の推進

○子ども虐待防止対策協議会や高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会等による関係機関との連携や情報共有を図りながら、虐待防止対策を推進します。

[担当課等]

・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課 ・ 指導課

○子どもや高齢者、障がいのある人等に対する家庭内暴力や虐待の通報への対応や相談体制の整備に取り組みます。

[担当課等]

・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 障がい福祉課 ・ 健康増進課 ・ 指導課

○警察、医療機関、行政機関等が連携し、家庭内暴力・虐待被害に対応できるよう、体制の強化を図ります。

[担当課等]

・ 市民活動推進課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 子育て支援課

④ 自殺対策の推進

○「いのち支えあういんざい自殺対策計画」に基づき、地域における自殺対策のネットワーク構築をはじめ、自殺対策を支える人材の育成、市民への意識啓発等の推進等に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 健康増進課
- ・ 関係各課

⑤ 人権尊重・擁護の推進

○「男女共同参画プラン」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めます。また、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するため、人権擁護委員と連携を図り、人権擁護活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課

○市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深め、障がいのある人が差別を受けることがなくなるよう市民の意識啓発活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 障がい福祉課



第2編 印西市成年後見制度利用促進基本計画

～ 市民一人ひとりの権利利益を守り、安心して暮らせる環境づくりに向けて ～

1 計画策定の背景

平成 12 年 4 月から新たな成年後見制度が開始されましたが、それまでは、100 年以上も前に設けられた禁治産、準禁治産の制度が継続されていました。禁治産、準禁治産は後見人等の届出等により戸籍に記載される等様々な問題点が指摘された利用しにくい制度でした。

そこで、平成 12 年の介護保険制度の開始とともに、措置から契約の時代となり、これに合わせた形で、新しい成年後見制度がスタートしました。

これまでの成年後見制度は、急速に進む高齢化への対応、知的障がいのある人や精神障がいのある人等の福祉の充実の観点から、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の理念が反映された制度ですが、実態としては成年後見制度改革の趣旨に基づいた十分な利用がなされていないことから、国では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

平成 29 年 3 月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、国により成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。市町村においては、国が定める基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

2 計画の趣旨・位置づけ

印西市成年後見制度利用促進基本計画は、地域の様々な福祉課題を抱えながらも権利利益が守られ、地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が互いに支え合う地域を共につくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制を整え権利擁護の推進を図るため、印西市地域福祉計画と一体的に策定します。

本計画は、上位計画である印西市地域福祉計画との整合を図るとともに、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、印西市障がい者プラン（印西市障害者基本計画・印西市障害者福祉計画）において施策を展開します。

なお、本計画は、令和元年度に弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センター、障害相談センター等の専門職を構成員に、オブザーバーとして家庭裁判所にもご参加いただいた印西市成年後見制度利用促進に係る意見交換会での意見及び提案をもとに作成した「印西市成年後見制度利用促進に係る意見交換会のまとめ」に基づき策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、計画期間中は、第4次印西市地域福祉計画、第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、印西市障がい者プラン（第4次障害者基本計画・第6期障害福祉計画）との整合を図りながら、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 域 福 祉 計 画	第4次／令和3年度～令和7年度				
成年後見制度利用 促進基本計画	令和3年度～令和7年度				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期／令和3年度～令和5年度			第9期 令和6年度～令和8年度	
障がい者プラン	第4次・第6期／令和3年度～令和5年度			第5次・第7期 令和6年度～令和8年度	



1 現状と課題

本市の高齢化率は県内では3番目に低く、人口も伸びている状況ですが、高齢化率は介護保険制度が始まった平成12年の11.9%から約20年経過した令和2年には22.7%と超高齢社会になっており、高齢者人口推計では、今後も高齢化率は上昇していくことが見込まれています。

また、認知症の人や障害者手帳を所持している人も増加しており、権利擁護支援を必要とする人も今後増加することが予想されます。

本市では、これまで成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の利用が必要であっても申立て者がいない場合における市長による申立て、成年後見人等へ報酬を助成する成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度周知事業等を実施してきました。

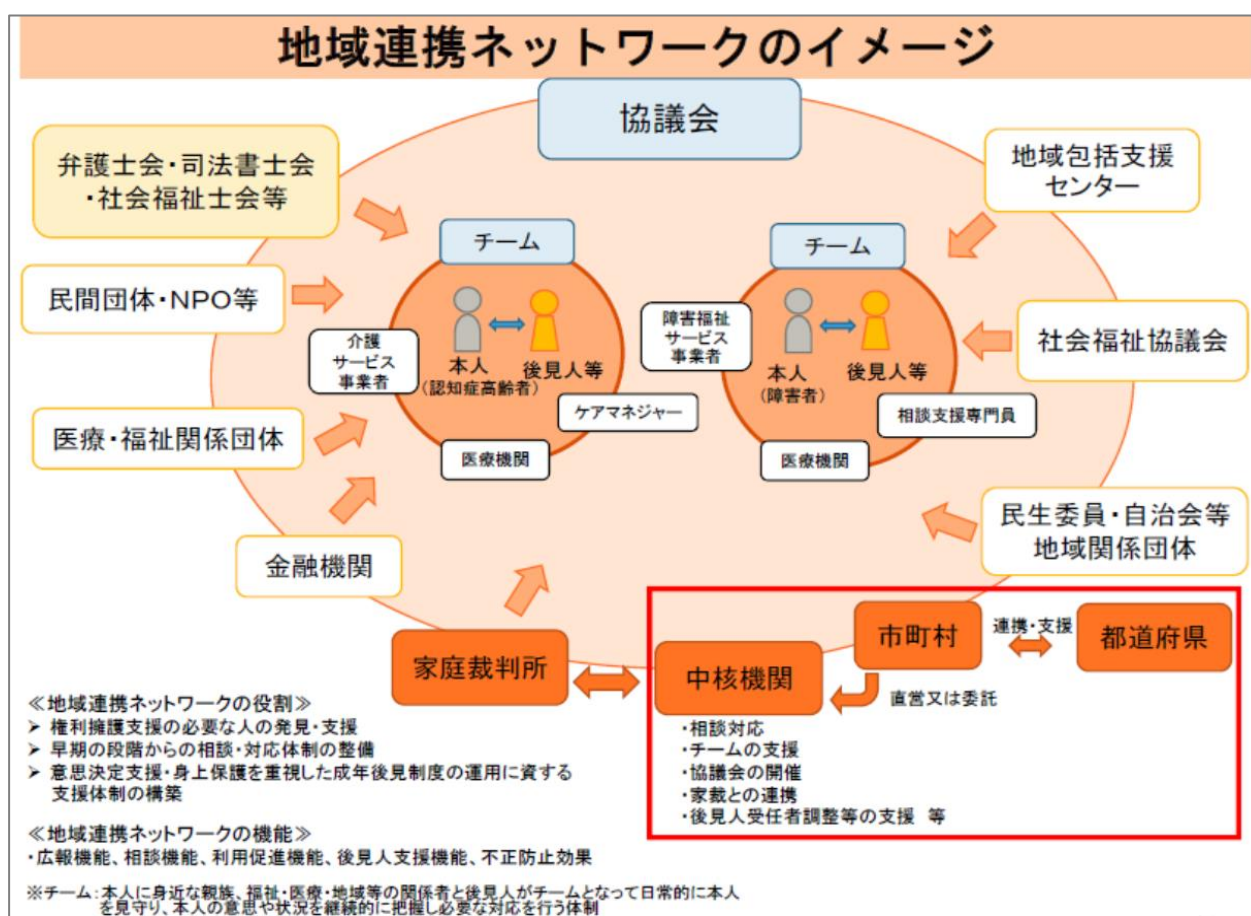
しかし、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケートにおいて、成年後見制度を内容まで知っている人は16.4%という結果となり、制度周知を含めた利用促進の取り組みが求められます。



2 市が目指す権利擁護支援

権利擁護支援のためには、権利擁護を必要とする人が、成年後見制度を自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワーク（下図参照）を構築することが必要とされています。

地域連携ネットワークは、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能があり、この地域連携ネットワークを構築するための構成要素として「チーム」「協議会」「中核機関」があります。



市では、中核機関に必要とされる4つの機能（広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能）を、市が主体となって整備を進め、段階的に権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に取り組んでいきます。

3 基本理念

権利利益を守り、自分らしい生活を継続できる
支え合いのまちを目指して

認知症や知的障がい等の理由で判断能力が不十分になっても、本人の意思や尊厳を尊重し権利行使や権利を守り実現することができるように成年後見制度の利用を促進していくことは、支援を必要とする人にとって重要です。

本市は、成年後見制度の周知及び利用促進を図り、住み慣れた地域における人と人とのつながりあいの中で、誰もが安心した生活を送ることができるまちづくりを進めていきます。

4 基本目標

基本目標 1 必要な人がむすびつく

支援を必要とする人たちの成年後見制度利用が促進されるよう、また、地域の人たちの権利擁護に対する意識を高められるよう、制度の広報・周知を図ります。

また、支援を必要とする人たちや生活に不安を抱える人たちの受け皿となる相談窓口の周知及び機能充実を図ります。

基本目標 2 必要な支援につながる

相談にむすびついた人が、必要となる支援を漏れなく受けられるよう、既存の保健・医療・福祉に司法も含めた権利擁護の視点から支援内容を検討する組織を整備し、制度の適切な活用を推進することができる体制づくりを進めます。

基本目標 3 安心して生活できる体制づくり

その人らしく安心して生活していく上で、地域の気づき、見守りのネットワークや、市民後見人等の存在は欠かせません。また、後見人等だけでなくチームで被後見人等に関わる体制を整え地域の支え合いにより支援が継続されるよう地域連携ネットワークの構築を進め、権利擁護支援が適正に行えるよう取り組んでいきます。

5 施策の展開

【基本目標 1】 必要な人がむすびつく	
基本施策	施策の方向性
(1) 広報機能の充実	成年後見制度は生活を守り権利を擁護するための方法であることを、様々な媒体を活用して広く周知啓発を行っていきます。また、支援が必要となる人を発見し支援につなげていくために発見機能を強化するとともに、相談窓口の周知を行います。
(2) 相談窓口機能の強化	成年後見制度に関する各相談窓口が、様々な情報等を把握し連携を図ることにより、相談に対し適切な助言及び情報提供を行い、必要な支援につなげられるよう相談窓口機能の充実・強化を図ります。

【基本目標 2】 必要な支援につながる	
基本施策	施策の方向性
(1) 関係者支援方針会議の開催	関係者支援方針会議により、相談に対する対応について、司法関係者を含め、権利擁護の視点から必要な対応を検討します。
(2) 申立てのできない人への支援	判断能力が不十分で家族や親族から支援が受けられない人に対して関係機関と情報共有を行い、市長申立ても含め、適切に制度利用が図られるよう支援します。
(3) 後見人等の受任調整	制度の利用が必要な人に対して、どのような支援が必要か、課題は何か、後見人等にどのような支援を求めるのか等、専門職も交えて整理し、後見人等候補者の受任調整を行います。

【基本目標3】 安心して生活できる体制づくり	
基本施策	施策の方向性
(1) 地域連携 ネットワークの構築	関係団体や専門機関で構成する地域連携ネットワークを構築し、地域資源を活用しながら継続的な支援を行うことのできる仕組みづくりを進めていきます。
(2) 中核機関の設置	中核機関の設置に向け、中核機関が担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能を段階的に整備していきます。
(3) 後見人等支援機能の構築	被後見人等が安心して生活でき、後見人等も孤立せず支援ができるよう、「チーム」での支援体制を整え、見守りや不正の防止を図ります。 また、親族後見人等が相談できる体制も検討していきます。
(4) 市民後見人の養成	被後見人等が住み慣れた地域で身近な人の支援を受けながら、安心した生活を送ることができるよう、市民後見人の養成を行います。
(5) 成年後見制度利用 援助事業	成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合であっても、その費用の一部を助成することによって、必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できるよう支援していきます。

6 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするため、令和3年度から令和7年度を計画期間とした実施計画を策定し、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。

資料編

1 印西市の地域福祉を取り巻く状況

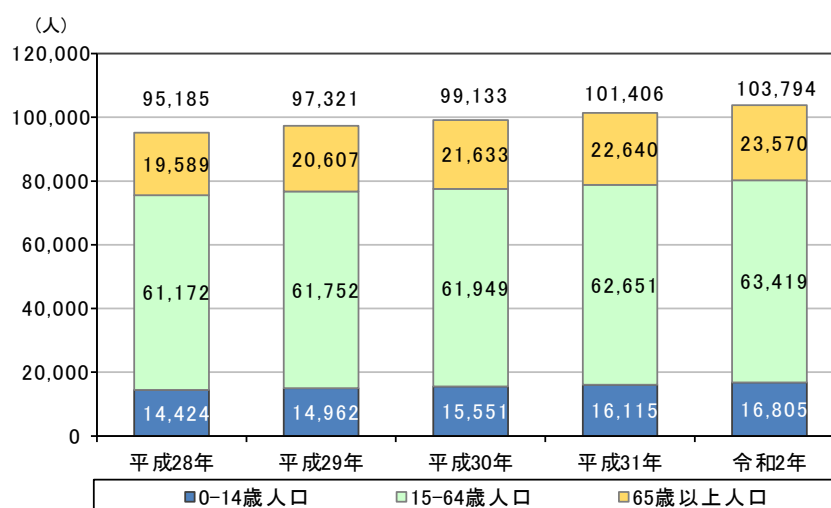
1) 統計データからみる印西市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口等の推移

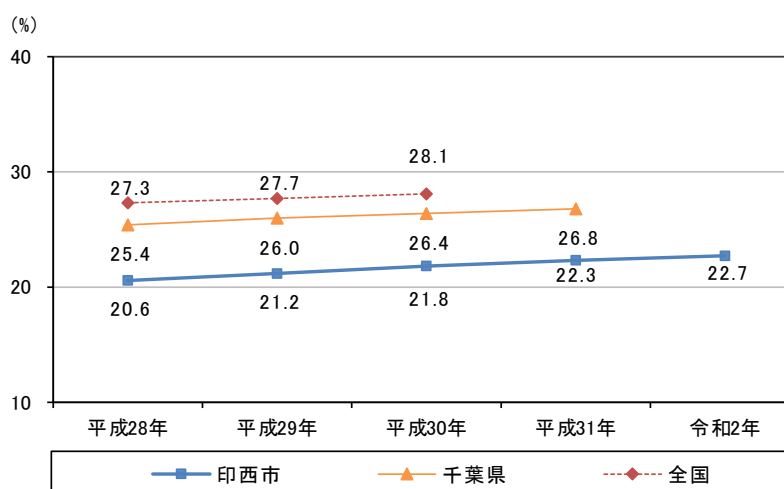
総人口の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年3月31日現在、103,794人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、いずれの人口も増加しており、令和2年には0-14歳の年少人口が16,805人、15-64歳の生産人口が63,419人、65歳以上の高齢者人口が23,570人となっています。

一方、高齢化率の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には22.7%となっています。また、国と県の高齢化率と比較すると、国と県の水準を下回っています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【高齢化率の推移】

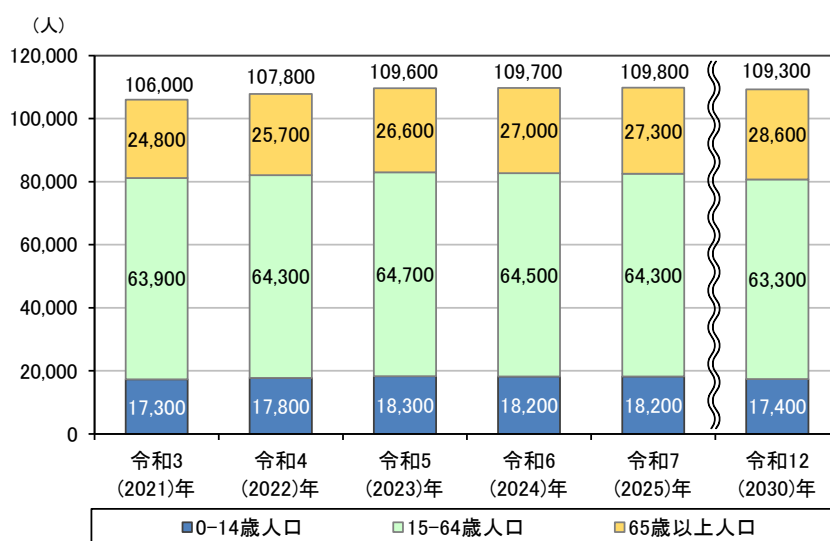


資料：印西市は住民基本台帳（各年3月31日）、千葉県は県統計局（各年4月1日）
全国は総務省統計局（平成29、30年は各年9月15日、その他は各年10月1日）

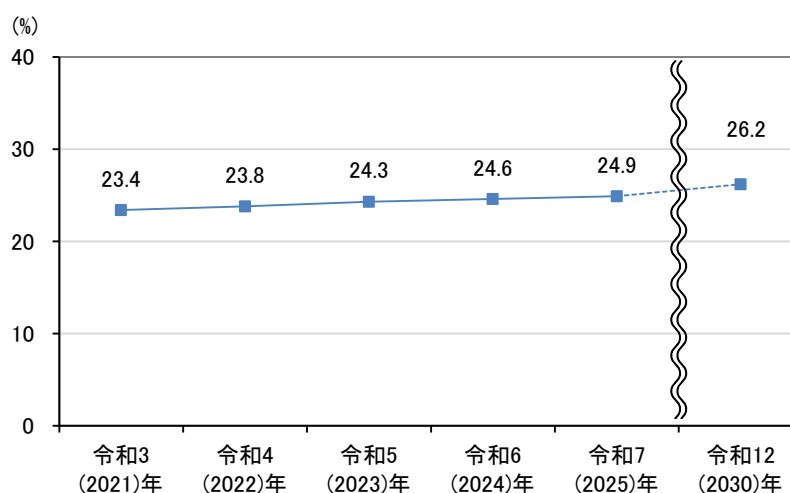
(2) 今後の総人口等の推計

今後の総人口の推計をみると、令和7（2025）年までは増加傾向となっているものの、令和11（2029）年以降減少し、令和12（2030）年には109,300人となることが推測されます。また、年齢3区分別人口の推計をみると、0-14歳の年少人口と15-64歳の生産人口は令和5年をピークに減少または横ばい傾向となる一方、65歳以上の高齢者人口は、増加傾向が続き、令和12（2030）年に28,600人となり、高齢化率は26.2%となることが推測されます。

【今後の総人口と年齢3区分別人口の推計】



【今後の高齢化率の推計】



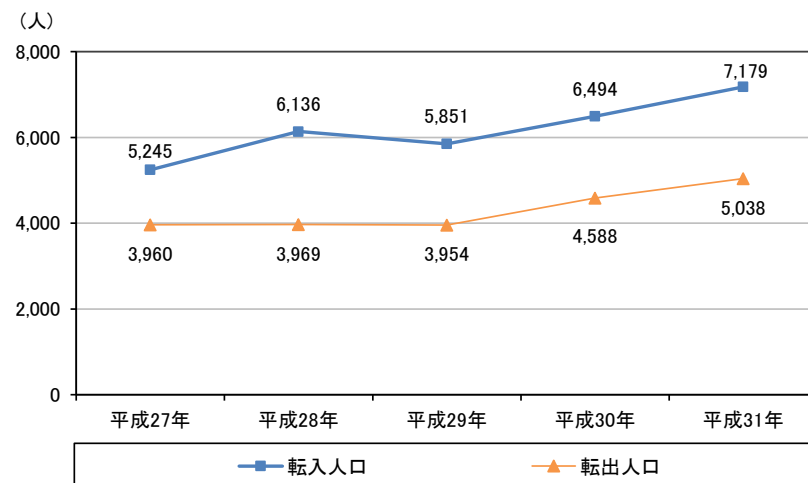
資料：「印西市総合計画」

※今後の総人口等の推計にあたっては、住民基本台帳（平成30年10月1日時点）の年齢5歳階級別・男女別人口をもとにしています。また、推計方法としては、過去の人口の移動率や子ども女性比率等の傾向から将来人口を推計する「コーホート要因法」を用いました。

（３）社会動態人口（転入・転出）の推移

社会動態人口（転入・転出）の推移をみると、いずれの年も転入が転出を 1,000 人以上上回っています。また、平成 31 年には、転入人口（7,179 人）と転出人口（5,038 人）がともに、過去 5 年間で最も多くなっているとともに、転入が転出を 2,000 人以上上回っています。

【社会動態人口（転入・転出）の推移】

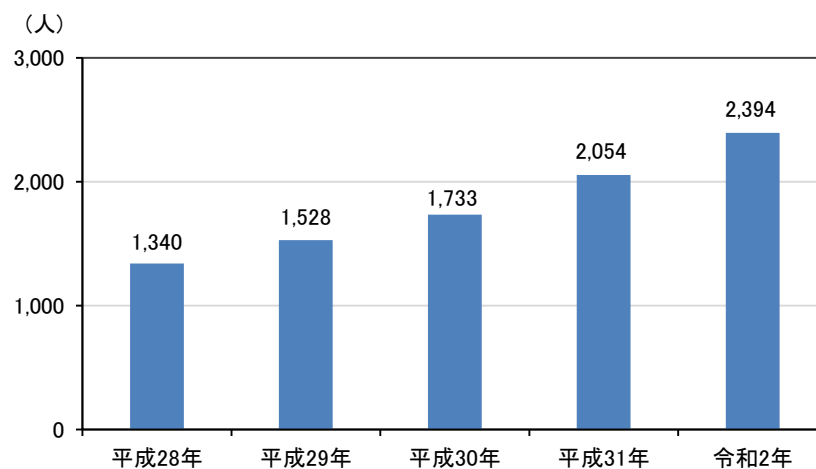


資料：千葉県毎月常住人口調査（各年の数値は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日）

（４）外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、増加傾向がみられ、令和 2 年には 2,394 人（平成 28 年比 1,054 人増）となっています。

【外国人人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

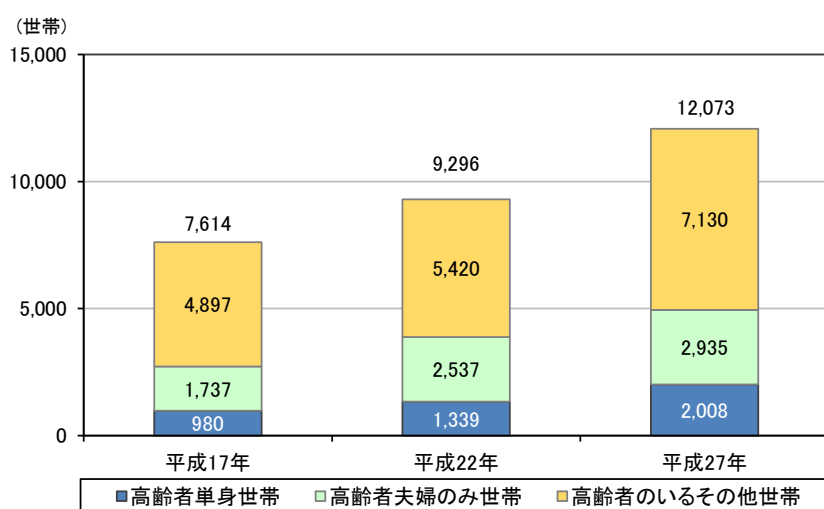
（５）高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数全体の推移をみると、増加傾向がみられ、平成 27 年には 12,073 世帯（平成 17 年比 4,459 世帯増／一般世帯に占める構成比 37.1%）となっています。

また、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦のみ世帯数の推移をみると、共に増加傾向がみられ、平成 27 年には高齢者単身世帯が 2,008 世帯（同比 1,028 世帯増／同構成比 6.2%）、高齢者夫婦のみ世帯が 2,935 世帯（同比 1,198 世帯増／同構成比 9.0%）となっています。

さらに、高齢者のいる世帯における一般世帯に占める構成比について、国と県の構成比と比較すると、高齢者のいる世帯構成比をはじめ、いずれの世帯構成比も国と県の水準を下回っています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



【高齢者のいる世帯における一般世帯に占める構成比の推移】

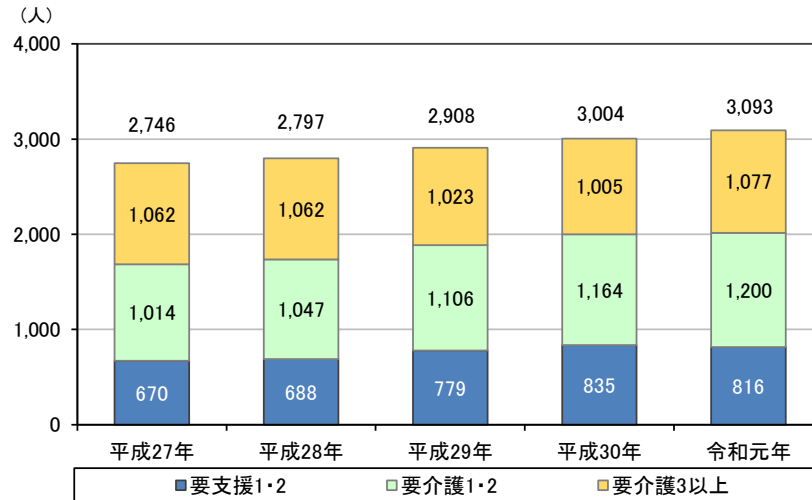
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
印西市	高齢者のいる世帯 (%)	29.6	31.4	37.1
	高齢者夫婦のみ世帯 (%)	6.7	8.6	9.0
	高齢者単身世帯 (%)	3.8	4.5	6.2
千葉県	高齢者のいる世帯 (%)	30.8	34.8	39.4
	高齢者夫婦のみ世帯 (%)	9.0	10.7	12.5
	高齢者単身世帯 (%)	5.9	7.6	9.9
全国	高齢者のいる世帯 (%)	35.1	37.2	40.7
	高齢者夫婦のみ世帯 (%)	9.7	10.6	12.0
	高齢者単身世帯 (%)	7.9	9.2	11.1

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

（６）要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和元年には 3,093 人となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移（第1号被保険者）】

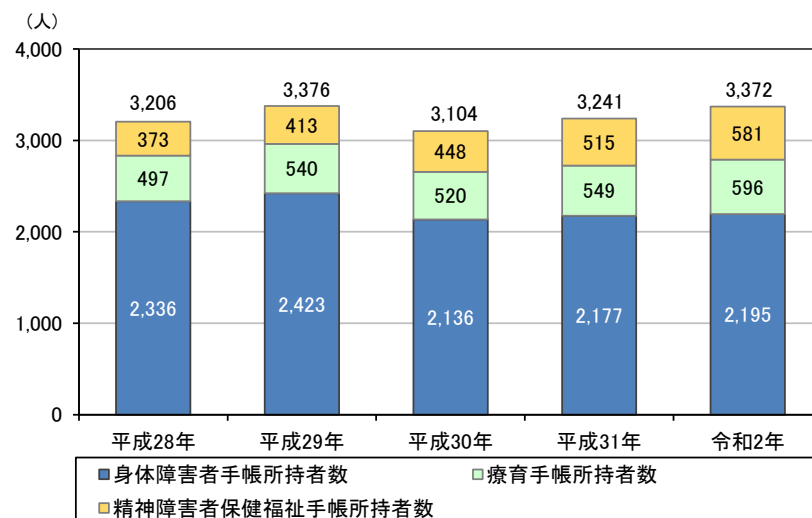


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月 30 日）

（７）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の手帳所持者数では、平成 29 年の 3,376 人をピークに平成 30 年には減少がみられたものの、平成 31 年には再び増加に転じ、令和 2 年には 3,372 人となっています。また、障害者手帳の種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しているとともに、療育手帳所持者数が令和 2 年に 596 人と過去 5 年間で最も多くなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



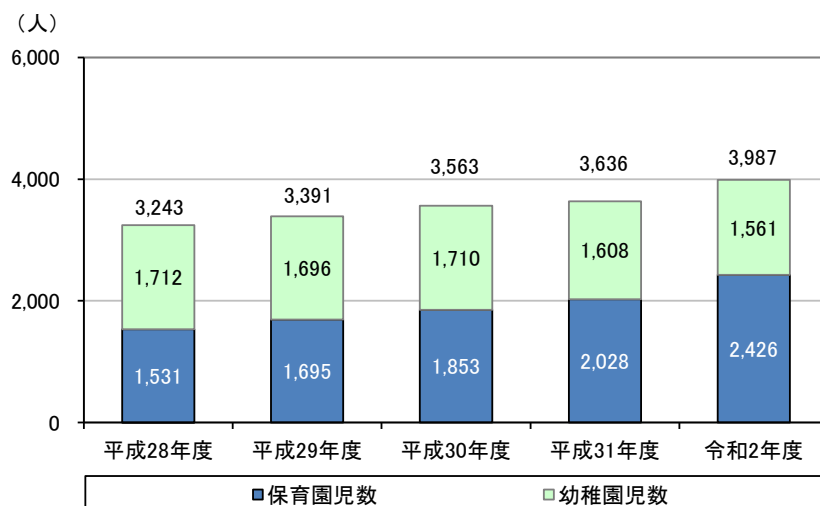
資料：障がい福祉課（各年 1 月 31 日）

（８）保育園・幼稚園の園児数の推移

保育園の園児数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和２年度には 2,426 人となっています。

幼稚園の園児数の推移をみると、平成 31 年度以降減少しており、令和２年度には 1,561 人となっています。

【保育園・幼稚園の園児数の推移】

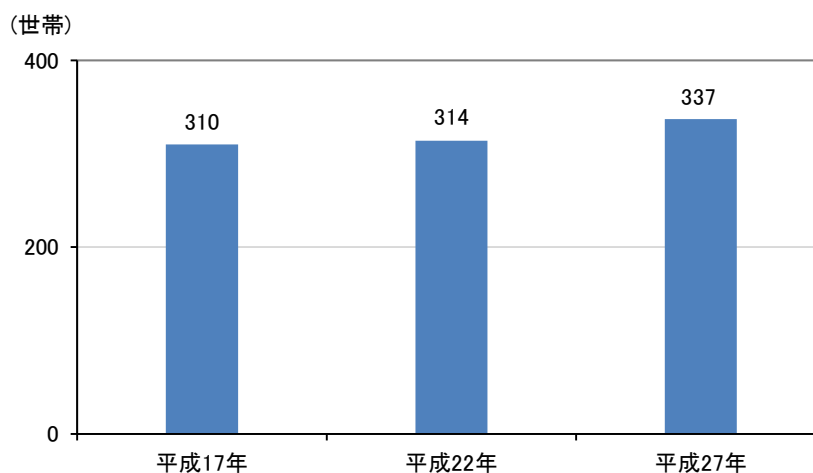


資料：保育課（各年度 4 月 1 日）

（９）父子・母子世帯数の推移

父子・母子世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、平成 27 年には 337 世帯となっています。

【父子・母子世帯数の推移】



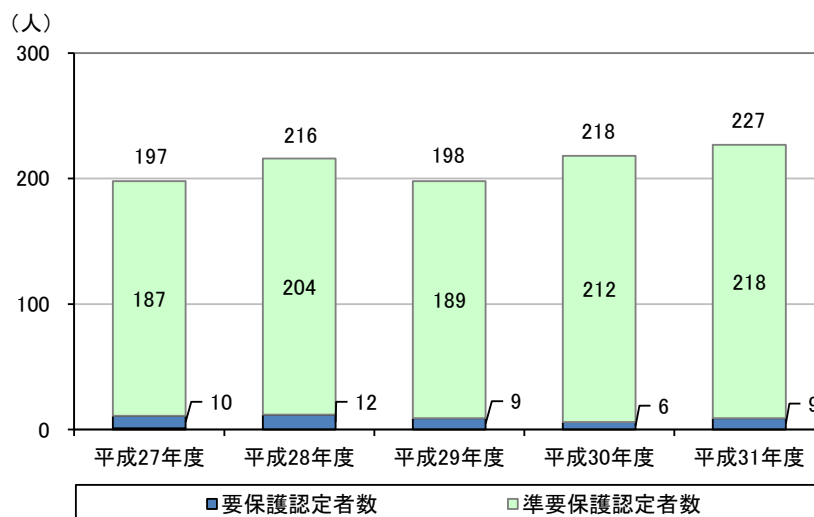
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(10) 就学援助の認定者数の推移

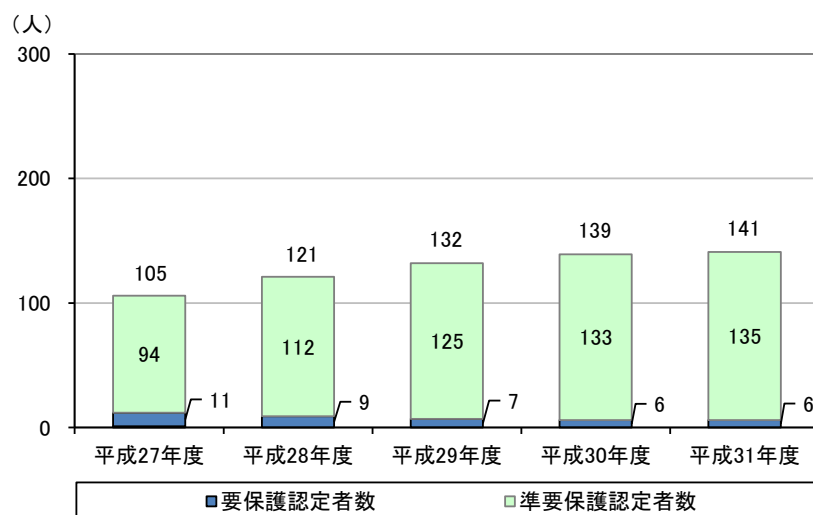
小学校就学援助の認定者数の推移をみると、平成 30 年度以降増加傾向がみられ、平成 31 年度には 227 人となっています。

中学校就学援助の認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、平成 31 年度には 141 人となっています。

【小学校就学援助の認定者数の推移】



【中学校就学援助の認定者数の推移】



資料：学務課（各年度 3 月 31 日）

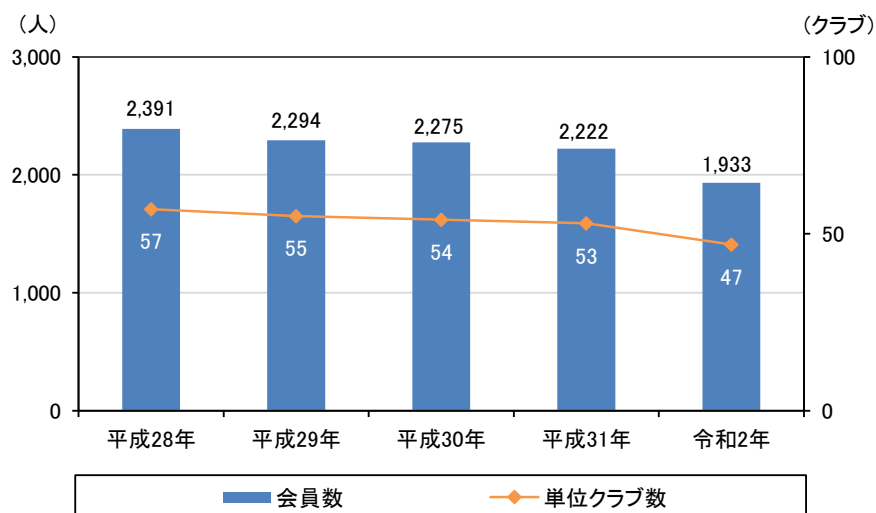
※要保護：生活保護法に規定する要保護世帯に属する児童・生徒

準要保護：生活保護法要保護者に準ずる程度に困窮している世帯に属する児童・生徒

(11) 高齢者クラブの単位クラブ数等の推移

高齢者クラブの状況をみると、単位クラブ数と会員数は共に減少傾向がみられ、令和2年には単位クラブ数が47クラブ、会員数が1,933人となっています。

【高齢者クラブの単位クラブ数と会員数の推移】

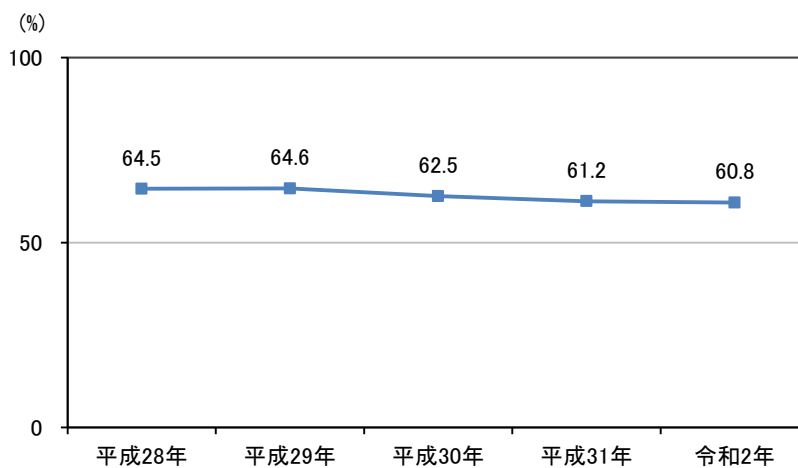


資料：印西市社会福祉協議会（各年4月1日）

(12) 町内会等の加入率の推移

町内会等の加入率の推移をみると、平成30年以降減少しており、令和2年には60.8%となっています。

【町内会等の加入率の推移】

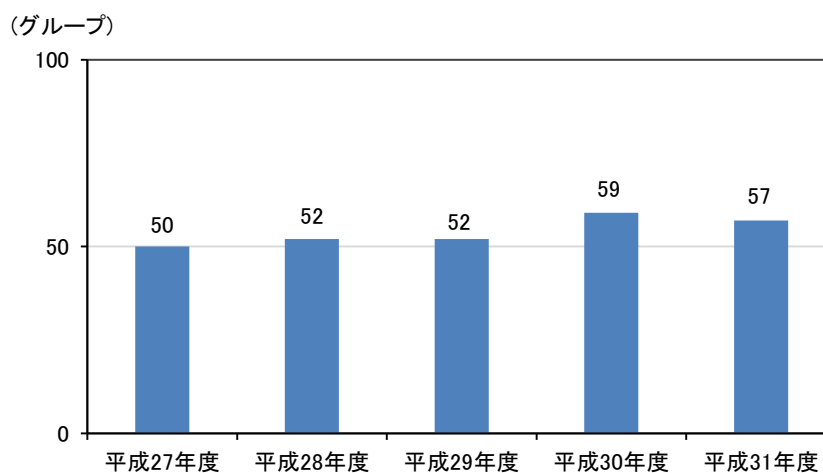


資料：市民活動推進課（各年4月1日）

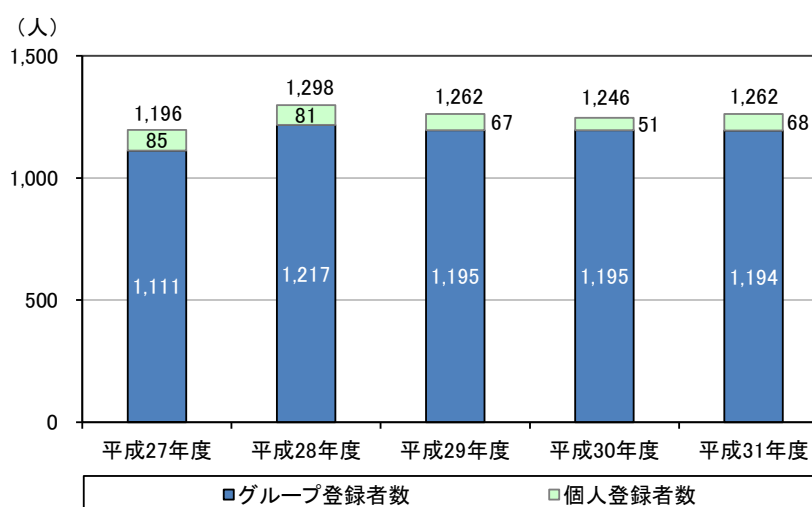
(13) ボランティア登録数等の推移

印西市社会福祉協議会で把握しているボランティア登録数の推移をみると、単位グループ数では、平成 30 年度には 59 グループまで増加したものの、平成 31 年度には 57 グループとなっています。また、登録者数では、平成 28 年度をピークに減少傾向となっていますが、平成 31 年度には 1,262 人となっています。

【単位グループ数の推移】



【登録者数の推移】

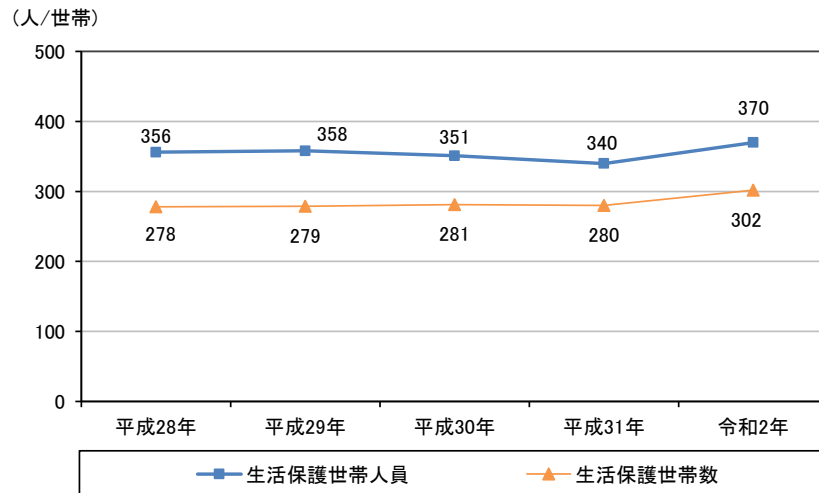


資料：印西市社会福祉協議会（各年度 3 月 31 日）

(14) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数をみると、平成 31 年までは 280 世帯前後で推移していましたが、令和 2 年には 302 世帯と、過去 5 年間で最も多くなっています。また、世帯人員をみると、平成 30 年以降減少傾向となっていました、令和 2 年には 370 人と、過去 5 年間で最も多くなっています。

【生活保護世帯数と世帯人員の推移】



資料：社会福祉課（各年 4 月 30 日）

2) アンケート調査からみる印西市の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の調査を実施しました。

① 市民アンケート調査

- 調査対象者：印西市在住の18歳以上の方（無作為抽出）
- 調査期間：令和元年10月7日～10月22日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 回収結果：配付数3,000件、有効回収数1,534件、有効回収率51.1%

② 団体アンケート調査

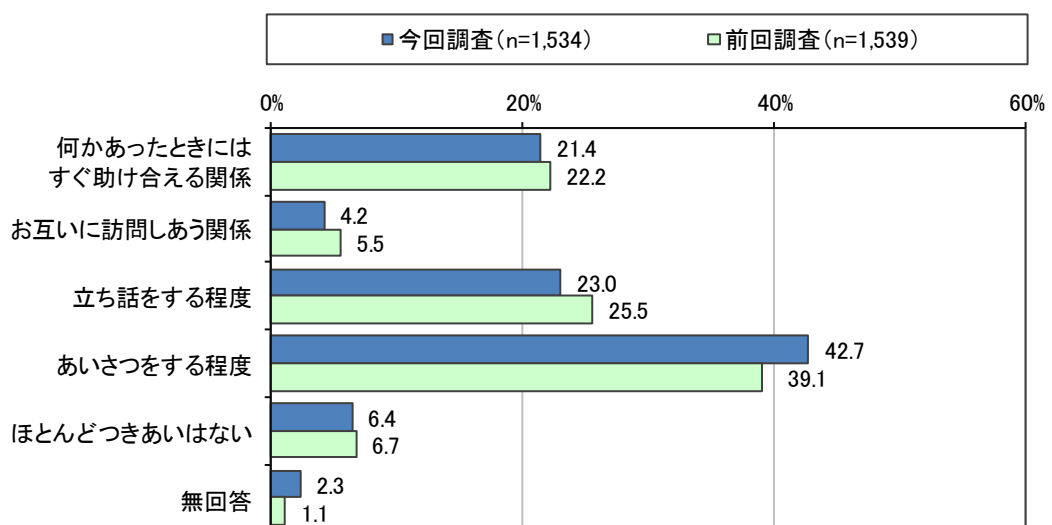
- 調査対象者：民生委員・児童委員、社会福祉協議会支部
- 調査期間：令和元年10月7日～10月22日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 回収結果：配付数148件、有効回収数118件、有効回収率79.7%

(2) アンケート調査結果の概要

① 隣近所とのつきあいについて

「あいさつをする程度」が42.7%と最も多く、次いで「立ち話をする程度」が23.0%、「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が21.4%となっています。
前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

【隣近所とのつきあいについて(市民／単数回答)】



② 身近な地域で気になること、問題と覚えることについて

市民と団体の上位5項目は、同じ項目が挙げられていますが、市民では「交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題」（41.4%）が、団体では「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」（68.6%）が最も多くなっています。

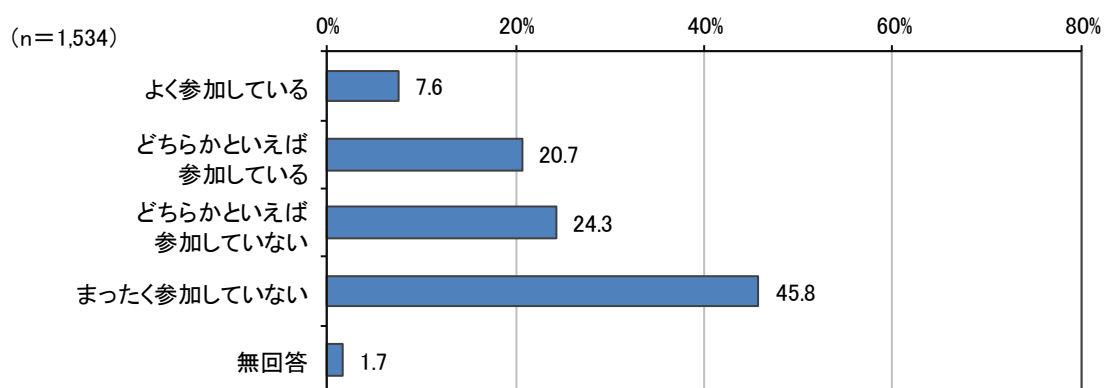
【身近な地域で気になること、問題と覚えることについて（市民・団体上位 10 項目／複数回答）】

市民アンケート（n=1,534）		団体アンケート（n=118）	
1 位	交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題 41.4%	1 位	自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足 68.6%
2 位	災害等非常時の協力体制が不安 30.3%	2 位	災害等非常時の協力体制が不安 64.4%
3 位	自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足 22.3%	3 位	地域の行事や活動に参加する人が少ない 58.5%
4 位	地域の行事や活動に参加する人が少ない 18.8%	4 位	交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題 57.6%
5 位	近所づきあいが希薄 18.7%	5 位	近所づきあいが希薄 39.0%
6 位	新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない 16.8%	6 位	新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない／高齢者の見守りや高齢者世帯への支援が必要と思われるケースがみられる 36.4%
7 位	高齢者の見守りや高齢者世帯への支援が必要と思われるケースがみられる／防犯・治安・風紀の問題 14.5%	8 位	子どもの見守りや子育て世帯への支援が必要と思われるケースがみられる 16.1%
9 位	道ばたや公園のゴミ等、公共空間の管理が行き届いていない 13.8%	9 位	道ばたや公園のゴミ等、公共空間の管理が行き届いていない／子どもや高齢者等への虐待やひきこもり等を懸念するケースがみられる 15.3%
10 位	特にない 13.1%		

③ 地域での活動やボランティア活動等への参加状況について

「まったく参加していない」が45.8%と最も多く、「どちらかといえば参加していない」(24.3%)と合わせた“参加していない”は70.1%となっています。反対に、「よく参加している」(7.6%)と「どちらかといえば参加している」(20.7%)を合わせた“参加している”は28.3%となっています。

【地域での活動やボランティア活動等への参加状況について(市民／単数回答)】

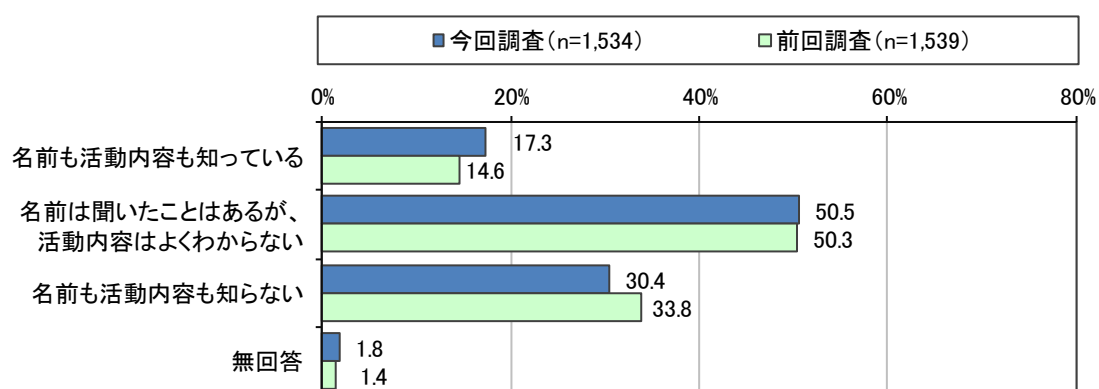


④ 印西市社会福祉協議会の認知状況について

「名前は聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない」が50.5%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」が30.4%、「名前も活動内容も知っている」が17.3%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

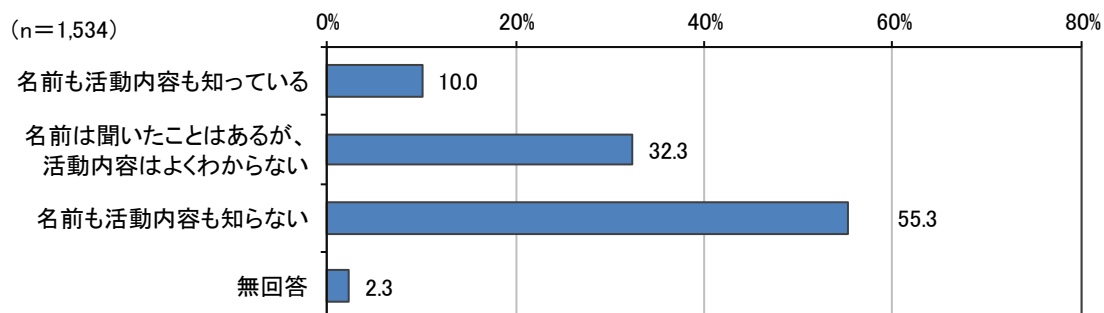
【印西市社会福祉協議会の認知状況について(市民／単数回答)】



⑤ 社会福祉協議会支部の認知状況について

「名前も活動内容も知らない」が55.3%と最も多く、次いで「名前は聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない」が32.3%、「名前も活動内容も知っている」が10.0%となっています。

【社会福祉協議会支部の認知状況について(市民／単数回答)】

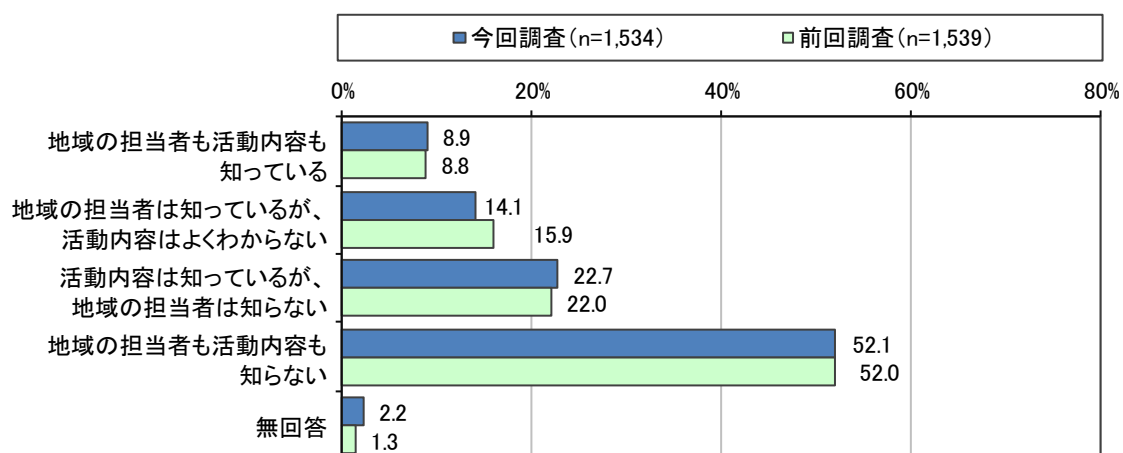


⑥ 民生委員・児童委員の認知状況について

「地域の担当者も活動内容も知らない」が52.1%と最も多く、次いで「活動内容は知っているが、地域の担当者は知らない」が22.7%、「活動内容はよくわからないが、地域の担当者は知っている」が14.1%、「地域の担当者も活動内容も知っている」が8.9%となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。

【民生委員・児童委員の認知状況について(市民／単数回答)】

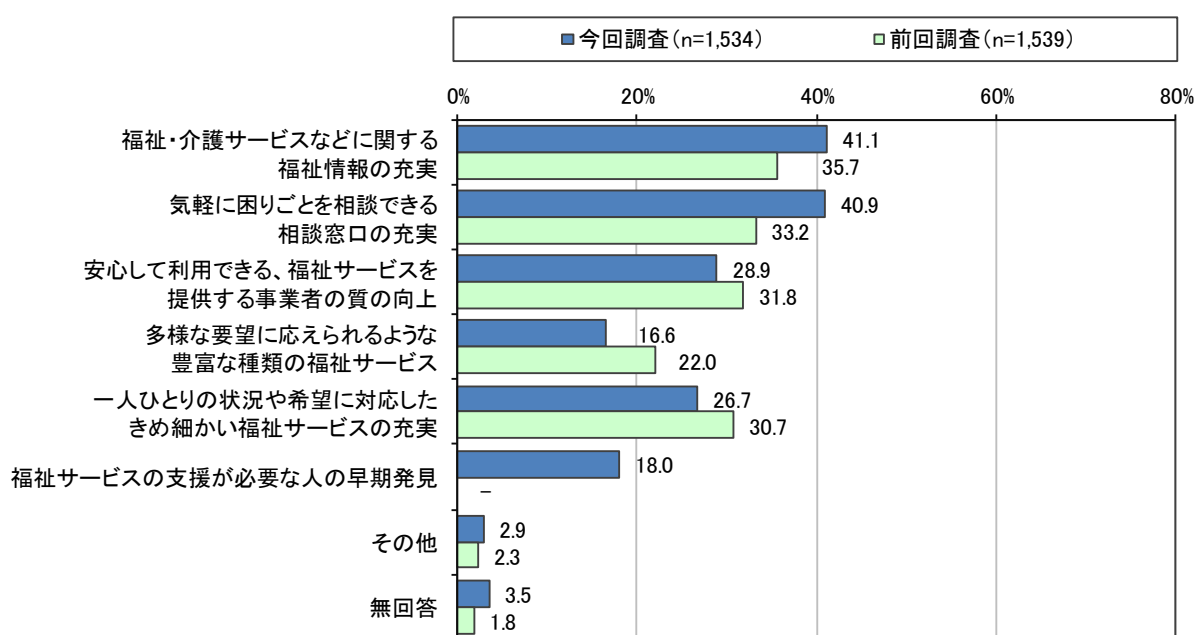


⑦ 市の福祉サービスに関して、必要・重要と思うことについて

「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が41.1%と最も多く、次いで「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が40.9%、「安心して利用できる、福祉サービスを提供する事業者の質の向上」が28.9%、「一人ひとりの状況や希望に対応したきめ細かい福祉サービスの充実」が26.7%となっています。

前回調査と比較すると、「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が7.7ポイント、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が5.4ポイント前回より多く、反対に「多様な要望に応えられるような豊富な種類の福祉サービス」が5.4ポイント前回より少なくなっています。

【市の福祉サービスに関して、必要・重要と思うことについて(市民／2つまでの複数回答)】



※「福祉サービスの支援が必要な人の早期発見」は、今回調査で追加された選択肢。

⑧ 福祉の取り組みに関する重要度について

福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」を合わせた上位項目をみると、市民では「地域における防犯が充実したまちづくり」が74.4%と最も多く、次いで「地域における防災活動が充実したまちづくり」が73.2%となっています。また団体では、「住民等による見守り活動が充実したまちづくり」が84.8%と最も多く、次いで「地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり」が82.2%となっています。

【福祉の取り組みに関する重要度について

(市民・団体上位5項目／項目別単数回答／数字は、重要度が「高い」と「やや高い」の合計)】

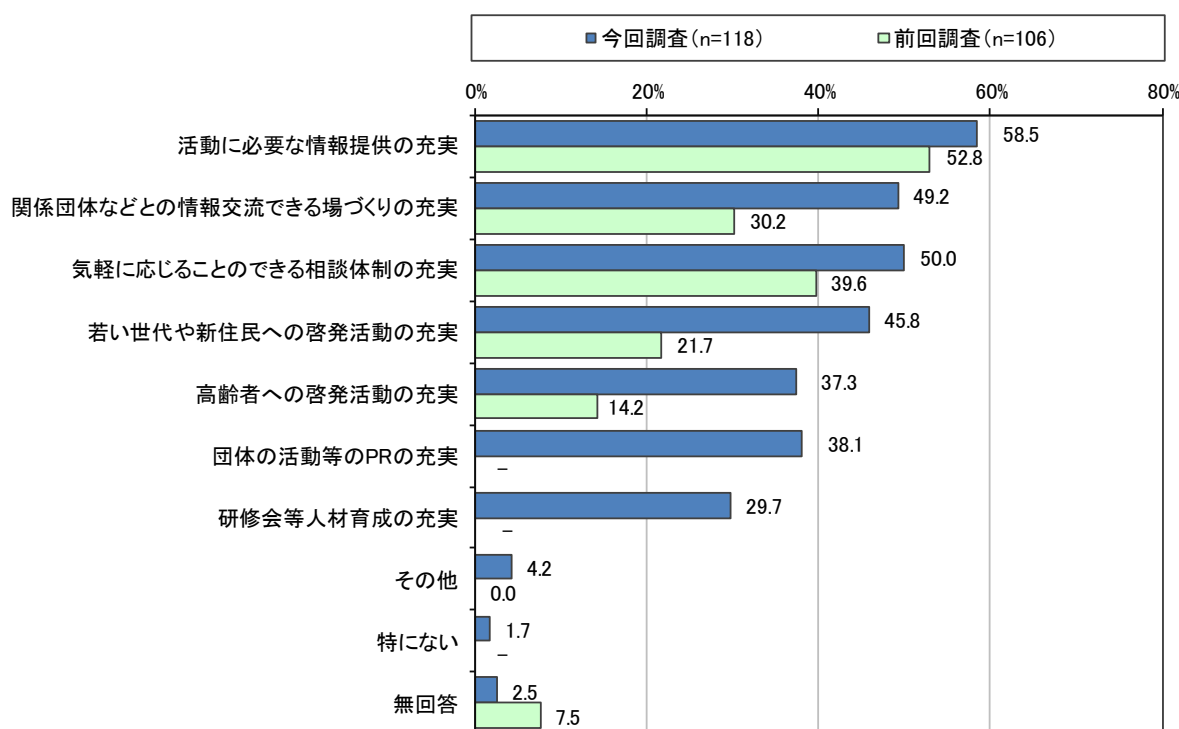
市民アンケート (n=1, 534)			団体アンケート (n=118)		
1 位	地域における防犯が充実したまちづくり	74. 4%	1 位	住民等による見守り活動が充実したまちづくり	84. 8%
2 位	地域における防災活動が充実したまちづくり	73. 2%	2 位	地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり	82. 2%
3 位	外出しやすい環境や支援が充実したまちづくり	72. 4%	3 位	地域における防災活動が充実したまちづくり	81. 3%
4 位	必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり	72. 1%	4 位	地域における防犯活動が充実したまちづくり	79. 7%
5 位	地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり	70. 8%	5 位	必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり／地域の活動や行事が充実したまちづくり	78. 8%

⑨ 地域福祉を推進していく上で、団体として重要と思うことについて

「活動に必要な情報提供の充実」が 58.5%と最も多く、次いで「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が 50.0%、「関係団体などとの情報交流できる場づくりの充実」が 49.2%、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が 45.8%となっています。

前回調査と比較すると、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が 24.1 ポイント、「高齢者への啓発活動の充実」が 23.1 ポイント、「関係団体などとの情報交流できる場づくりの充実」が 19.0 ポイント、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が 10.4 ポイント、「活動に必要な情報提供の充実」が 5.7 ポイント前回より多くなっています。

【地域福祉を推進していく上で、団体として重要と思うことについて(団体／複数回答)】



※「団体の活動等のPRの充実」と「研修会等人材育成の充実」、「特にない」は、今回調査で追加された選択肢。

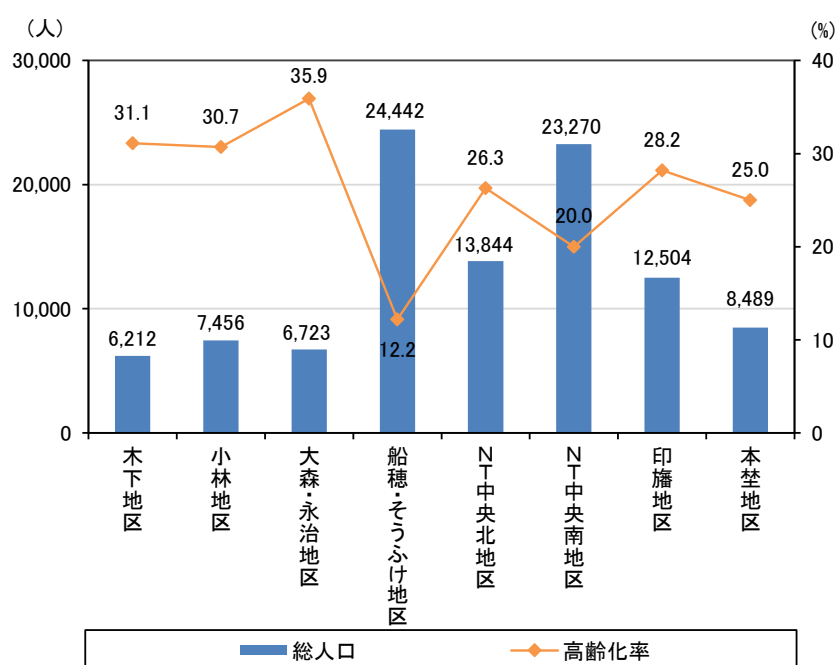
3) 統計データからみる地区別状況

(1) 地区別人口等の現状

地区別人口をみると、船穂・そうふけ地区が24,442人と最も多く、次いでNT（ニュータウン）中央南地区が23,270人と、共に2万人台となっています。また、人口が少ない地区では、木下地区が6,212人と最も少なく、次いで大森・永治地区が6,723人と、共に6千人台となっています。

一方、地区別高齢化率をみると、人口の少ない大森・永治地区が35.9%と最も高く、次いで木下地区が31.1%となっています。反対に高齢化率が低い地区をみると、人口が多い船穂・そうふけ地区が12.2%と最も低く、次いでNT（ニュータウン）中央南地区が20.0%となっています。

【地区別の総人口と高齢化率(令和2年)】



資料：住民基本台帳（令和2年3月31日）

【参考：社会福祉協議会支部エリアマップ】



(2) アンケート調査結果及び地域懇談会実施結果からみた現状

アンケート調査の地区別分析結果とともに、地区別に関催された地域懇談会の実施結果からみた主なポイントは、次のとおりです。

木下地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25 年以上」の居住者の割合（62.7%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 地域組織・団体の非加入者の割合（74.0%）が、市全体（63.6%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（56.3%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「行事に誘っても参加してもらえない人がいる」、「声のかけ合いができない」等の課題が挙げられ、「地域福祉とは何かを市民に知ってもらうことを始める」、「自治会・町内会単位で地域福祉に取り組む」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「行政が何をしているかわからない」、「一人暮らしの人とのコミュニケーションをどうとるか」等の課題が挙げられ、「行政との情報の共有を進める」、「一人暮らしの人に、近所で声をかけ合うようにする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「人手が足りない」、「活動内容が知られていない」等の課題が挙げられ、「定期的な交流会を行う」、「サロン等の集まる場所をつくる」等の意見が出ました。

小林地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25 年以上」の居住者の割合（62.8%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 地域活動やボランティア活動の参加者の割合（39.5%）が、市全体（28.3%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（58.1%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「困っている人がどのような内容で困っているのかを知る」、「自治会・町内会メンバーが減少している」等の課題が挙げられ、「地域活動の様々な場で困っている内容を把握する」、「地区内の各種団体と連携する」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「高齢者クラブ等に参加できる人とできない人がいる」、「手助けを必要としている人がわからない」等の課題が挙げられ、「自治会・町内会の活動に参加できるような仕組みを作る」、「正しい情報を必要な時に得られるようにする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「年齢の若い人で、活動ができる人が欲しい」、「地域の情報や何に困っているかを集めるにはどうしたら良いかわからない」等の課題が挙げられ、「若い人が来られるように交流会を開く」、「何に困っているか、アンケートをとる」等の意見が出ました。

大森・永治地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「25 年以上」の居住者の割合（73.3%）が、市全体（42.1%）より多くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（34.3%）が、市全体（21.4%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（43.8%）が最も多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「近隣の交流がない」、「地域の交流行事がない、参加しない」等の課題が挙げられ、「自治会・町内会で話し合えることが大切」、「地域のイベントで、子どもと高齢者が一緒にできるようにする」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「若い人の減少で手助けする人がいない」、「ゴミ出しができない」等の課題が挙げられ、「日常から声かけをして、顔の見える関係を作る」、「ゴミ出し等、近所の人ができる手助けをする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「次の担い手が欲しい」、「どのような活動があるのかわからない」等の課題が挙げられ、「若い人を誘う」、「活動の内容を広く知らせる」等の意見が出ました。

船穂・そうふけ地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「5 年未満」の居住者の割合（29.2%）が、市全体（13.6%）より多くなっています。
- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（49.3%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（30.0%）が最も多いながら、市全体（41.4%）より少なくなっています。また、「ゴミ等の公共空間の管理が不十分」（19.3%）が上位に挙げられているとともに、市全体（13.8%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「ニュータウン地区での住民のつながりが弱い」、「自治会・町内会の負担が大きく、加入者が減少している」等の課題が挙げられ、「会った時にあいさつをする」、「各自治会・町内会への働きかけ、啓蒙の工夫をする」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「行政の活動について、わからないところが多い」等の課題が挙げられ、「行政に関する情報提供を行う」、「行政と自治会・町内会が密接に交流し、地域の情報収集や問題点の把握をする」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「担い手がいない」、「サークル等の参加メンバーが固定してしまう」等の課題が挙げられ、「新しく引っ越してきた人に声かけをする」、「気軽に参加できるよう、開放的にする」等の意見が出ました。

ニュータウン中央北地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（48.7%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（35.0%）が最も多くなっています。また、次いで多い「自治会・町内会役員や福祉のなり手不足」（33.0%）が、市全体（22.3%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「地域の問題点の発見」、「地域で活用しやすい情報の提供が必要」等の課題が挙げられ、「社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、高齢者クラブ等で行っている取り組みと連携する」、「ホームページや広報紙を充実させる」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「ゴミ出しについて、方法等を伝える」、「集会所等の行事へ誘う」、「高齢者クラブで手助けを行う」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「共働きの多い地域性から、ボランティア活動ができる時間がない」、「自治会・町内会の福祉ボランティアに関心がない」等の課題が挙げられ、「無理なく手伝いができる活動にする」、「災害のことを考える機会をつくることで、参加意欲を高める」等の意見が出ました。

ニュータウン中央南地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合（52.9%）が、市全体（42.7%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（39.1%）が最も多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域住民と行政との連携に向けては、「住民が何をして行政が何をするのかの、役割分担を明確にする必要がある」、「住民活動を具体的に支援する仕組みが必要」等の課題が挙げられ、「地域と行政の話し合いの場を作る」、「地域でお助け隊を結成する」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「活動拠点の設置が必要」、「行政による、現場の後押しが必要」等の課題が挙げられ、「4～5人で集まって談笑したり、困りごとの相談をしたりできる場所をつくる」、「ボランティアグループ同士での交流や情報共有を行う」、「行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ等のネットワークを形成する」等の意見が出ました。

印旛地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 隣・近所とのつきあいについて、「何かあったときすぐ助け合える関係」の割合（33.2%）が、市全体（21.4%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（48.8%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「ご近所同士の交流・情報交換が必要」、「ボランティアの高齢化」等の課題が挙げられ、「無料で集まれる場所の確保」、「福祉活動についての教育を子どもの時から行う」等の意見が出ました。
- 地域の高齢者への手助け等に向けては、「近所付き合いの大切さを理解してもらうにはどうすべきか」、「地域の自治会と民生委員・児童委員との関係はどうすべきか」等の課題が挙げられ、「近隣住民、民生委員・児童委員との情報共有・連携」、「地域での活動を広め、高齢者の参加を促す」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「福祉ボランティアへの関心が薄い」、「活動の中心になる人がいない」等の課題が挙げられ、「ボランティアは難しくないということを知らせる」、「活動のリーダー等を育成する」等の意見が出ました。

本埜地区

【アンケート調査結果からみた主なポイント】

- 本市での居住年数について、「20～25 年未満」の居住者の割合（26.3%）が、市全体（12.1%）より多くなっています。
- 身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「移動手段・買物弱者の問題」（51.1%）が最も多いとともに、市全体（41.4%）より多くなっています。また、次いで多い「災害等非常時の協力体制が不安」（38.3%）も、市全体（30.3%）より多くなっています。

【地域懇談会実施結果からみた主なポイント】

- 地域での地域福祉の推進に向けては、「情報が入ってこない人、まったく孤独で人との接触がない人等がいる」、「参加意欲を高める取り組みや、誘い方の工夫が必要」等の課題が挙げられ、「昼間独居の高齢者等の洗い出し」、「世代を超えた地区の交流」等の意見が出ました。
- 地域住民と行政との連携に向けては、「市からの情報が伝わりにくい」、「住民と行政の間に窓口がないと連携しづらい」等の課題が挙げられ、「行政と地域との定期的な交流、懇談会等の開催」、「地域ケア会議を活用する」等の意見が出ました。
- 地域活動等の活性化に向けては、「ボランティアを集めることが大変」、「活動を知らない人が多い」等の課題が挙げられ、「ボランティアへの協力（参加）の呼びかけを情報発信する」、「共働き家庭の人に対し、土日のボランティアへの参加を促進」等の意見が出ました。

4) 第3次計画の取り組み状況

※実績値で、元号が記載されていない項目は、すべて令和元年の数字です。

(1) 地域福祉を推進する意識啓発等について

主な実績	○地域福祉計画の理念や地域福祉活動計画の実践の普及においては、市のホームページ、広報紙等を通じた計画書の周知や、関係団体等への配布を実施。 ○市民の心のバリアフリーについての理解の浸透においては、障がいのある人に向けたショッピングセンターでの講演会（おしごと応援フェア）やアートフェス（障害者作品展）の開催をはじめ、いんざい福祉まつりの開催（参加者数：485人）、夏休みボランティア体験の実施（延べ参加者数：48人）、小学校の福祉体験学習への講師派遣等を行う。
主な課題	○地域福祉計画の理念や地域福祉活動計画の実践の普及においては、市民への周知が十分とは言えないことから、様々な機会をとらえた計画の周知強化や社会福祉協議会の認知向上等が必要。 ○市民の心のバリアフリーについての理解の浸透においては、障がいのある人の生活、就労、活動について市民に理解を促すための啓発が必要。

(2) 地域コミュニティづくりや市民交流について

主な実績	○地域でのあいさつ、声かけの促進においては、社会福祉協議会支部による安全パトロールや小学校との交流事業、ふれあいサロン等を通じた地域でのあいさつや声かけ等を実施。 ○町内会等への支援においては、町内会等未組織地域の設立の相談等の支援とともに、転入者への加入促進パンフレットの配布や町内会等への加入促進に関する広報紙への掲載等を実施。 ○小中学生や高齢者とのふれあい交流においては、社会福祉協議会支部によるふれあい交流会を実施。 ○市民同士の交流機会づくりにおいては、学校における地域の人たちによる歴史や文化に関する講話等を実施。 ○各種イベント行事においては、公民館・中央駅前地域交流館まつりをはじめ、いんざい産業まつり（参加団体数：67団体、来場者数：約13,400人）、いんざい福祉まつり、スポーツフェス（平成30年延べ来場者数：4,580人）、ニュースポーツ教室、ら・ら・らスポーツ祭を実施。
主な課題	○町内会等への支援においては、少子高齢化の進展に伴い、町内会等の役割の重要性が増していることから、地域の中で助け合い支え合える環境をつくっていくことが必要。 ○各種イベント行事においては、スポーツ行事では、互いに支え合う地域コミュニティづくりに向け、市民への新たな意識啓発のあり方の検討が必要。また、いんざい産業まつりでは、開催場所の検討とともに、ふるさとまつりと共同開催の検討が必要。 ※地域福祉計画推進委員会からは、高齢者とニュータウン地区に多く住む若い住民とのライフスタイルの違いが課題という声が挙がっています。

(3) 地域福祉を推進する担い手育成と活動団体への支援について

主な実績	○ボランティア養成の講座等においては、精神障がい理解促進講座（年3回）をはじめ、生活支援サポーター養成講座（年1回、受講者数：17人）、市民フォーラム「ともに支え合う地域づくり」（参加者数：70人）、住民ワークショップ、音訳ボランティア養成講座、夏休みボランティア体験プログラム（延べ参加者数：48人）、ボランティア体験等の講座等を実施。 ○「いんざい健康ちょきん運動」においては、出前講座（受講者数：143人）やサポーター養成講座（受講者数：31人）をはじめ、地域包括支援センターと共に活動の後方支援活動等を実施。 ○福祉の担い手育成に向けた啓発においては、市内の中学2年生を対象とした学校教育での老人ホーム等の職場体験をはじめ、「認知症サポーター養成講座」（小学生向け、高校生向け、一般市民向け、企業向け等）、障がいのある人との交流体験等を実施。 ○市民活動の支援においては、市民活動支援センターのホームページや広報紙「だんご通信」、メールマガジン等による広報活動をはじめ、コーディネーターの配置やボランティア活動のしおり作成等のボランティアセンターの機能強化、市民活動支援センター等による活動の場の提供、市民活動だんごまつり、ボランティア連絡協議会による交流会等を実施。
主な課題	○ボランティア養成の講座等においては、主に以下の項目が課題。 【精神障がい理解促進講座】 ボランティアを担う人材育成に加え、精神疾患についての理解促進と普及啓発を含めた展開。 【高齢者等に向けたボランティア養成】 市民のニーズを把握していくとともに、共に支え合う地域づくりに対する意欲を継続する支援。 【読み聞かせボランティア】 読み聞かせボランティアの確保。 【社会福祉協議会のボランティア養成等の活動】 ボランティアとしての参加者の減少。 ○「いんざい健康ちょきん運動」においては、各圏域の地域包括支援センターや関係組織との連携による新規立ち上げグループの拡大が必要。また、新規入会者や支援が必要な参加者へのフォロー等、参加者同士が支え合える体制づくりが必要。 ○福祉の担い手育成に向けた啓発においては、認知症サポーター養成では、成人対象の養成が増えていないことから、今後はより広い世代での養成を図ることとともに、認知症サポーター数の拡大に向け、講座の講師役となる人材育成が必要。 ○市民活動の支援においては、主に以下の項目が課題。 【市民活動の広報支援】 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を含む多様な媒体を活用した情報発信。 【市民活動の交流等の支援】 発表場所の不足。 【ボランティアセンター】 社会福祉協議会やボランティアセンターの周知不足。 ※地域福祉計画推進委員会からは、地域活動に対する取り組み姿勢の差が課題という声が挙がっています。

(4) 地域での支援ネットワーク体制について

主な実績	○地域総合支援ネットワークの検討においては、小域圏を社会福祉協議会支部単位として活動拠点を整備し、ネットワークをつなげていけるかを検討。また、第2層協議体開催に向けた市民フォーラム（参加者数：70人）、ワークショップの開催等を実施。 ○地域の見守りネットワークづくり等においては、民生委員・児童委員が見守り活動や支援に必要な情報把握を行うとともに、民生委員・児童委員に高齢者の名簿を提供し、独居・高齢者世帯の訪問を依頼。また、小学校の下校時の安全パトロールや関係事業者と地域の見守りに関する協定の締結等を実施。さらに、令和元年12月の一斉改選に向け、民生委員・児童委員を各地区に適正に配置し、活動しやすい環境をつくるため、定数の見直しと地区割り変更を実施。
主な課題	○地域総合支援ネットワークの検討においては、地域の課題解決力の向上が図れるよう、社会福祉協議会支部をはじめ、自治会、ボランティアコーディネーター等の連携のあり方の検討が必要。また、社会福祉協議会支部の拠点整備とともに、分野横断的に相談から支援までスムーズに取り組むことができるよう、社会福祉協議会の体制強化が必要。 ○地域の見守りネットワークづくりにおいては、見守り強化に向けた他ネットワークとの連携強化とともに、地域の福祉課題や支援を必要としている人を市民が発見した後の情報提供先等の検討が必要。また、民生委員・児童委員の欠員地区における人員の確保が課題。

(5) 支援が必要な人への相談支援について

主な実績	○地域包括支援センター等の相談支援においては、主に以下の項目を実施。 【高齢者対象】 包括支援係及び地域包括支援センターで相談支援を実施（相談件数：3,914件）。 【子育て家庭対象】 子育て世代包括支援センターの設置に向け、県主催の研修会への参加や健康増進課との検討会議等を実施するとともに、令和2年度に子育て世代包括支援センター（基本型）を子育て支援課内に設置し、健康増進課と連携を密にすることで、子育て支援施策と母子保健施策の包括的な支援を行うことにより、妊産婦や乳幼児、保護者等に対し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築。 ○専門機関の相互連携による相談支援においては、主に以下の項目を実施。 【障がいのある人対象】 障がい福祉課に専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士）を配置し相談支援を行うとともに、障がい福祉の総合相談の委託先と連携し、相談のケース対応を実施。 【子育て家庭対象】 家庭相談員を配置し相談支援を行うとともに、乳児家庭全戸訪問による乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施。 【その他】 市民の健康相談をはじめ、弁護士や人権擁護委員等による相談、外国人市民に対する相談等を実施。
------	--

主な課題	○令和6年度中の供用開始を予定している「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設」への総合相談窓口の設置に向けた体制整備等が必要。また、各センターや中核機関と連携した、包括的支援体制のあり方についての検討が必要。 ○地域包括支援センター等の相談支援においては、主に以下の項目が課題。 【地域包括支援センター】 相談件数、困難ケース等において、圏域により差が生じている。 【子育て世代包括支援センター】 令和6年度中の供用開始を予定している「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設」への設置にあたり、子ども家庭総合支援拠点と一体的な整備を検討する必要がある。 ○専門機関の相互連携による相談支援においては、主に以下の項目が課題。 【子育て家庭対象】 養育支援訪問事業対象者の選定や利用頻度、利用期間の決定における適切な対応。 【弁護士等の相談】 相談希望者の増加と相談内容の多様化に対応する予約方法の検討。 【外国人市民に対する相談】 外国人が安心して、必要な相談・支援を受けることができる体制づくり。
-------------	--

(6) 困難を抱える人への相談・支援体制について

主な実績	○虐待・暴力防止のためのネットワークづくり等においては、主に以下の項目を実施。 【高齢者対象】 高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会や虐待ケース検討会をはじめ、特別養護老人ホームや通所介護事業所との連絡会の開催等を実施。 【障がいのある人対象】 いんば障害者相談センター（障がい者虐待防止センター委託先）と連携した虐待のケース対応を実施。 【子育て家庭対象】 子ども虐待防止対策協議会を開催し、関係機関等と連携を図り、要保護児童の早期発見及び適切な保護を行った。 ○暴力・虐待被害に対する関係機関との連携においては、民生委員・児童委員による見守り活動を通じた情報収集をはじめ、警察、医療機関、行政機関と連携し、被害情報の収集とそのケース対応等に取り組む。また、カウンセラーによる女性の悩み相談（年間開催回数：24回）を実施。 ○経済的自立支援においては、主に以下の項目を実施。 【生活困窮者対象】 専門員を増員し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施。 【ひとり親家庭対象】 母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な各種相談支援を実施。
-------------	--

主な課題	○虐待・暴力防止のためのネットワークづくり等においては、主に以下の項目が課題。 【高齢者対象】 多様化する家族状況に対応できる関係機関との連携強化とともに、地域包括支援センターでの相談対応能力の向上や相談先としての周知強化。 【障がいのある人対象】 早期の対応ができる関係機関との情報共有。 【子育て家庭対象】 増加傾向にある児童虐待に対応した、専門性のある人員の確保。 ○暴力・虐待被害に対する関係機関との連携においては、地域への見守り活動や情報収集とともに、関係機関等の連携や情報共有が必要。 ○経済的自立支援においては、主に以下の項目が課題。 【生活困窮者対象】 自立相談支援事業者の休業日等の緊急の連絡に対応するあり方の検討。 【ひとり親家庭対象】 母子・父子自立支援員の相談業務における質の向上。 【複合的な問題を抱える生活困窮者等への支援】 関連する分野を横断的に連携する支援体制づくりの検討。
------	--

(7) 福祉サービスについて

主な実績	○福祉サービス等の情報提供においては、主に以下の項目を実施。 【高齢者対象】 地域包括支援センターや高齢者福祉課のしおり等について、広報紙やホームページへの掲載、チラシ配布等を実施。 【障がいのある人対象】 障がい福祉のしおりやメンタルヘルスガイドブック等を作成するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を実施。 【子育て家庭対象】 子育て関連情報等のホームページ掲載をはじめ、子育てガイドやパパ手帳等の配布を実施。 ○サービス事業者と連携した対応においては、主に以下の項目を実施。 【高齢者対象】 特別養護老人ホーム連絡会や通所介護事業連絡会を定期開催し、情報提供・意見交換を実施。また、サービス事業者と共同で研修会を実施。いんばケアマネネットワークを支援。 【障がいのある人対象】 サービス提供が円滑に進むよう事業所と連携し、個々のケースに合わせた支援を実施。 【子育て家庭対象】 子育てヘルプサービスを実施の際に、事業者と同行して利用者の面談を実施。 ○サービス提供の質の向上においては、主に以下の項目を実施。 【高齢者対象】 「印西市内デイサービスのごあんない」の内容を見直し、令和元年度版を発行するとともに、個別や圏域のケア会議等を開催。 【障がいのある人対象】 障害者総合支援法・児童福祉法によるサービスの提供やサービス利用計画作成の支援を実施。 【子育て家庭対象】 一時的に援助を必要とする子育て世帯に対しヘルパー派遣を実施。
------	---

主な課題	○福祉サービス等の情報提供においては、主に以下の項目が課題。 【高齢者対象】 必要なサービスを選択して利用できるよう、随時のホームページの更新と関係機関と連携した周知方法の検討。 【障がいのある人対象】 潜在的な情報取得困難者の把握。 【子育て家庭対象】 パパ手帳の内容の充実と、公立施設に限らない、ホームページでの幅広い情報発信。 ○サービス事業者と連携した対応においては、主に以下の項目が課題。 【高齢者対象】 行政やサービス提供事業所、医療機関等の相互理解と連携強化。 【障がいのある人対象】 利用者の急増やニーズの多様化等に対応するサービスの質と供給量の充実。 【子育て家庭対象】事業者との連携によるサービス提供の充実。 ○サービス提供の質の向上においては、主に以下の項目が課題。 【高齢者対象】 介護職員自身のサービス提供の質の向上ための情報の整理や更新。 【障がいのある人対象】 サービス等の支給量の決定について、より一層の公平性・透明性の確保。
------	--

(8) 権利擁護について

主な実績	○成年後見制度の推進においては、社会福祉協議会への委託事業として、成年後見相談会（開催回数：11回、相談件数：14件）をはじめ、一般市民向け講演会や出前講座等を実施。また、成年後見の市長申立てが適切に行われるよう、福祉部各課等と支援方針・受任調整会議を実施。
主な課題	○成年後見制度の推進においては、福祉部各課と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりが必要。また、市長申立てが必要なケースについて検討したり、適切な後見人候補者の選任をする受任調整機能が確立していないことが課題。さらに、成年後見制度の認知度が低いことから、市民向け講演会の周知強化が必要。

(9) 防犯について

主な実績	○防犯意識の高揚においては、市民安全情報の配信（年間配信回数：29回）とともに、高齢者を中心とした防犯講話（年間開催回数：14回）を実施。 ○防犯施設の整備においては、既設防犯灯をLEDへ交換する（設置数：1,100台）とともに、自治会・町内会からの要望をもとに防犯灯の新設（設置数：83台）を実施。
主な課題	○防犯意識の高揚においては、関心のない市民に対し情報を十分に浸透させることが困難であることから、より興味をもっていただくよう情報提供のあり方の検討が必要。 ○防犯施設の整備においては、住宅地の開発等が続いている中、自治会・町内会からの要望を受けた防犯灯の整備とともに、小林駅南口駅前広場の整備の進捗状況をみながら、防犯カメラの設置を進めることが必要。

(10) 防災について

主な実績	○要援護者避難支援計画の見直し及び避難行動要支援者の把握と見守りの強化においては、関係課担当者を集めての会議を開催。また、民生委員・児童委員が行う実態調査及び見守り活動を継続するとともに、民間社会福祉施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結。 ○避難行動要支援者台帳の作成と周知においては、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の検討を関係各課と協議を実施。 ○地域支援者への避難支援体制においては、自主防災組織への設置助成（助成件数：4件）や活動に対する助成（助成団体数：68団体）とともに、自主防災組織のリーダー研修会等を実施。 ○防災意識の啓発においては、市民への総合防災ブック・ハザードマップの配布や出前講座等による防災意識向上、多言語版総合防災ブックの配布等を実施。
主な課題	○要援護者避難支援計画の見直し及び避難行動要支援者の把握と見守りの強化においては、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供と、個々の具体的な避難計画の作成が必要。また、見守りの方策等について、民生委員・児童委員及び関係部署との協議が必要。 ○避難行動要支援者台帳の作成と周知においては、対象者の把握やその後の管理について、対象者数が多いことから専用のシステム導入が必要。 ○災害発生時における避難支援体制の整備を図るため、地域の互助、共助の重要性の周知が必要。 ○防災意識の啓発においては、地域防災計画の改定、令和2年度からハザードマップや総合防災ブック等の見直しを行い、全戸配布の予定。また、多言語版総合防災ブック等について、初期作成から5年経過していることから、見直しが必要。

(11) 暮らしやすい環境づくりについて

主な実績	○バリアフリー化の推進においては、歩道を含む市道等の道路整備や公園のバリアフリー化を実施。 ○市内バス公共交通においては、ふれあいバスの見直しの基礎となる地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査とともに、交通不便地域である師戸地区と本埜第二小学校周辺地域について、実証運行と運行の改善等を実施。 ○移動困難者への移送サービスにおいては、申請のあった対象者（障がいのある人）に対する移動支援（延べ利用者数：1,988人）や福祉タクシー事業（利用者数：959人）の実施とともに、高齢者ふれあいバス無償化事業の実施に向けた、関係課と協議を実施。
主な課題	○移動困難者への移送サービスにおいては、移動困難者の移動手段の確保のため、引き続き移動手段の充実を検討するとともに、移動サービス等の周知に努めることが必要。

2 計画の策定経過

開催日時	会議・市民参加手続等	主な内容
令和元年 8月26日	第1回印西市地域福祉 計画策定委員会	■地域福祉計画について ■地域福祉計画の策定に係るアンケート調査について
10月7日 ～22日	市民・団体アンケート 調査	■印西市地域福祉に関する市民・団体 アンケート
10月11日	第1回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会	■地域福祉計画について ■地域福祉計画の策定に係るアンケート 調査について
12月6日	第2回印西市地域福祉 計画策定委員会	■印西市の現状及び課題となる視点に ついて ■地域懇談会について
令和2年 1月7日～ 2月26日	地域懇談会	■市内8地区の各地区会場で実施
3月11日	第2回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会	■アンケート調査結果からみえる印西 市地域福祉の課題について
3月12日	第3回印西市地域福祉 計画策定委員会	■アンケート調査結果からみえる印西 市地域福祉の課題について
6月26日	第3回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会	■第4次印西市地域福祉計画骨子案に ついて
7月21日	第4回印西市地域福祉 計画策定委員会	■第4次印西市地域福祉計画骨子案に ついて
9月18日	第4回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会	■第4次印西市地域福祉計画素案 （印西市成年後見制度利用促進基本 計画含む）について
9月29日	第5回印西市地域福祉 計画策定委員会	■第4次印西市地域福祉計画素案 （印西市成年後見制度利用促進基本 計画含む）について
11月10日	第5回印西市地域福祉 計画策定庁内検討会	■第4次印西市地域福祉計画素案 （印西市成年後見制度利用促進基本 計画含む）について
11月24日	第6回印西市地域福祉 計画策定委員会	■第4次印西市地域福祉計画素案 （印西市成年後見制度利用促進基本 計画含む）について
12月17日 ～令和3年 1月7日	パブリックコメント	■結果：市民コメント 13 件
1月18日	第7回印西市地域福祉 計画策定委員会	■パブリックコメントの実施結果につ いて ■第4次印西市地域福祉計画最終案 （印西市成年後見制度利用促進基本 計画含む）について

3 印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定をするにあたり、地域住民及び専門家等の意見を十分反映させるため、印西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、委員会の会議の招集に代えて、書面により委員の意見を求めることができる。

2 委員長は、前項の規定による会議の結果を書面により委員に報告するものとする。

(部会の設置)

第8条 委員会に具体的事項の検討のため、部会を設置することができる。

2 部会で検討した事項は、委員会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第43号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

4 印西市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏 名	所 属	備 考
市民の代表者	山野 幸子	公募委員	
学識経験を有する者	松山 毅	学校法人順天堂 順天堂大学 先任准教授	委員長
社会福祉を 目的とする 事業者	近藤 幸一郎	社会福祉法人 印西市社会福祉協議会 事務局長	
	三島木 健	社会福祉法人 秋桜会 理事長	
社会福祉に 関する活動を 行う者	吉野 康夫	印西市民生委員児童委員 協議会 代表	副委員長
	中村 智恵子	印西市社会福祉協議会 木下支部	
	山口 茂	印西市社会福祉協議会 小林支部	
	渡邊 勝久	印西市社会福祉協議会 大森・永治支部	
	岩本 清	印西市社会福祉協議会 船穂・そうふけ支部	
	本田 薫	印西市社会福祉協議会 ニュータウン中央北支部	
	山下 順三	印西市社会福祉協議会 ニュータウン中央南支部	
	関野 庄悦	印西市社会福祉協議会 印旛支部	
	小林 久男	印西市社会福祉協議会 本埜支部	

5 印西市地域福祉計画策定庁内検討会設置要領

印西市地域福祉計画策定庁内検討会設置要領

(設置)

第1条 印西市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、印西市地域福祉計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調査の実施に係る検討を行うこと。
- (2) 計画の策定に係る検討を行うこと。
- (3) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 福祉部社会福祉課長
- (2) 福祉部高齢者福祉課長
- (3) 福祉部障がい福祉課長
- (4) 健康子ども部子育て支援課長
- (5) 健康子ども部保育課長
- (6) 健康子ども部健康増進課長

2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は福祉部社会福祉課長を、副会長には福祉部障がい福祉課長をもって充てる。

3 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第5条 委員が、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめその者が指名した所属職員を代理者として出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年12月27日から施行する。

6 用語解説

【ア行】

■SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用サービスの総称です。

■NPO

Non-Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う民間組織のことです。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された組織を「NPO法人」といいます。

【カ行】

■介護保険制度

寝たきり、認知症などの高齢者が増加する中で、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行されました。

■協議体（第1層・第2層）

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターをはじめ、民間企業やNPO法人、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等、多様なサービス提供主体が参画し、定期的な情報の共有や連携強化の場として中核となるネットワークのことです。

自治体の規模や状況に合わせて、1～3層構造で展開されることが考えられており、そのうち生活支援体制整備事業は第1層・第2層にあたります。第1層は市町村全域、第2層は日常生活区域（中学校区域等）を対象とし、第2層は第1層の一部であるといえます。

■協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することです。

■権利擁護

地域生活に困難を抱えた高齢者や障がいのある人等の「その人らしく、住み慣れた地域で生き生きと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ることです。

■高齢者虐待防止ネットワーク

地域住民や民生委員等が中心となり、虐待の早期発見や虐待の防止、見守り機能を担うネットワークのことです。

■子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップの子育て支援拠点のことです。

【サ行】

■サロン（ふれあいサロン）

地域の中で仲間づくりや世代間交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のことです。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動です。

■社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体のことです。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されています。

■社会福祉協議会支部

地域の実情に応じた福祉活動を推進するために、市内には各地域を活動範囲とする8つの社会福祉協議会支部があります。

■市民後見人

親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、研修等により後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を備え、社会貢献として意欲的に本人の利益のために誠実に諸活動を行います。

■人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間の人たちで、市民から人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、人権について関心をもってもらえるよう啓発活動を行う人たちのことです。

■市長申立て

物事を判断する能力が十分ではない人であって、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、本人の権利を守る援助者がいない等の理由で、申立てができない場合に、市長が本人や親族に代わって後見開始等審判の申立てを行うことです。

■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことです。

■生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者の自立支援のために、生活に困っている人や社会的孤立等で悩んでいる人の相談を行う窓口です。

■成年後見制度

判断能力が不十分な人たちの法的、経済的な権利を守るため家庭裁判所より選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に、本人に代わって契約を行う、取り消す等の権利を与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

【タ行】

■ダブルケア

子育てと介護が同時期に発生する等、家族や親族等の複数のケアに携わることです。

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

■地域コミュニティ

共に生きるという考え方のもと、一人ひとりの個性が尊重され、様々な形でお互いを支え合う地域社会のことです。

■地域ケア会議

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議のことです。

■地域包括ケアシステム

高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制」のことです。

■地域包括支援センター

高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるように、必要な相談支援を行う地域の総合相談窓口のことです。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、市や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティア等と協力しながら様々な相談に対応しています。

■DV

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略で、家庭内暴力と直訳されますが、一般的には家庭内だけではなく親密な関係における男女間での暴力行為をいいます。身体的暴力に限らず、心理的な暴力や経済的な暴力、言葉の暴力等も含まれます。

■出前講座

市民の希望に応じて市職員を講師として派遣し、市の仕事の内容等の説明を通じ、市民の学習活動を支援する事業です。

【ナ行】

■認知症サポーター

認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けて、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。

■ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことで、厚生労働省が、障がいのある人の自立と社会参加を目指す理念として掲げています。

【八行】

■ ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図のことです。

■ 8050問題

「80代の親と50代の子」という意味で、「8050問題」とは、ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護等で支援につながらないまま孤立、困窮してしまう問題のことです。多様な課題を抱えていることが多く、社会的問題となっています。

■ バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することです。段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁や文化・情報面の障壁、意識上の障壁等、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

■ パブリックコメント

行政制度や行政計画の新設や変更の際に原案を公表し、住民からの意見を求め政策に反映させる制度です。

■ 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人等、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な人のことです。

■ 福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が福祉施設・事業所と契約を締結し、サービスの内容や事業者の経営、組織マネジメントの力等を評価し、結果を公表することです。

■ 福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のことです。

■ ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加する人、もしくは行為そのもののことをいいます。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合があります。

■ ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、支援を必要としている人への橋渡しをはじめ、情報提供や活動に関する相談、各種ボランティア養成講座、研修等によるボランティア育成等を行っています。

【マ行】

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、それぞれの地域において、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている人たちで、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。民生委員の委嘱は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦する人を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣によって委嘱されます。

【ヤ行】

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。



第4次印西市地域福祉計画

令和3年3月

発行：印西市 編集：印西市福祉部社会福祉課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL：0476-33-4513 FAX：0476-42-0381

E-mail：syafukuka@city.inzai.chiba.jp

URL：http://www.city.inzai.lg.jp



印西市 HP
